

# 学生生活の手引き

## Student life's guide

松本歯科大学大学院歯学独立研究科

Graduate School of Oral Medicine, Matsumoto Dental University



— 目 次 —

Contents

○大学院学則 Graduate School Regulations	1～13
○学位規程 Official Regulations Concerning the Degree	14～28
○学位論文審査の流れ Degree Examination Procedures	29
○学位論文審査及び最終試験（学力の確認）の審査基準について Degree Examination Evaluation	30
○博士（臨床歯学）の学位論文作成要件について Requiments for thesis of the ph.D. (Clinical dentistry)	31
○学位論文作成要領 Thesis Guide	32～35
○学生生活について Student Life	36～38
○学生相談室について Student Consultation Room	39
○個人情報の開示等について Disclosure of Personal Information	40～41

# 松本歯科大学大学院学則

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 松本歯科大学大学院（以下「本大学院」という。）は、口腔生命科学の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、もって文化の進展に寄与することを目的とする。

### (自己評価等)

第2条 本大学院は、その教育研究水準の向上を図り、大学院の目的及び社会的使命を達成するため、大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

### (研究科専攻)

第3条 本大学院に歯学独立研究科口腔疾患制御再建学専攻を置く。

### (課程)

第4条 本大学院歯学独立研究科の課程は、博士課程とする。

### (研究科の目的)

第5条 歯学独立研究科は、創造性豊かな優れた研究者を養成するとともに、社会環境に柔軟に対応できる豊富な学際的知識と専門技術を修得した境界型研究者・歯科医療職業人を養成することを目的とする。

### (修業年限)

第6条 本大学院の修業年限は4年とする。

### (在学期間)

第7条 本大学院歯学独立研究科の在学期間は8年を限度とする。

2 前項の在学期間を超えた者は除籍とする。

### (入学定員・収容定員)

第8条 本大学院の毎年度の入学定員は18名とし、収容定員は72名とする。

## 第2章 講座・ユニット、教育課程及び履修方法

### (講座・ユニット)

第9条 本大学院に別表第1の講座及びユニット（研究単位）を置く。

### (授業科目・単位)

第10条 本大学院において開設する授業科目、単位及び時間数は、別表第2のとおりとする。

2 単位の計算方法は、次の基準によるものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮した時間をもって1単位とする。

### (教育方法)

第11条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行う。

2 授業科目及びその単位数並びに履修方法、研究指導の方法等は、研究科が定める。

### (授業科目の履修の認定)

第12条 授業科目の履修の認定は、試験又は研究報告等により行い、合格した授業科目については所定の単位を与える。

### (成績評価)

第13条 授業科目の成績の評価はA（100～80点）、B（79～70点）、C（69～60点）、D（59点以下）の4段階として、A、B、Cを合格としDを不合格とする。

### (教育方法の特例)

第14条 本大学院において大学院設置基準第14条の規定に基づき、教育上特別の必要があると認める場合

には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により、教育を行うことができる。

(他大学院での授業科目の履修等)

- 第 15 条 本大学院は教育上有益と認めるとき、本大学院生に対し、他大学院での授業科目の履修を認めることができる。
- 1 本大学院生は、前項の他大学院の授業科目を履修しようとするときは、あらかじめ本大学院の承認を得なければならない。
  - 2 前 2 項の規定に基づき本大学院生が他大学院で修得した授業科目の単位については、10 単位を超えない範囲で、本大学院で修得したものとみなすことができる。

(他大学院等における研究指導等)

- 第 16 条 本大学院は教育上有益と認めるとき、本大学院生に対し、本大学院が協議をした他大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。
- 1 本大学院生は、前項の他大学院又は研究所等において研究指導を受けようとするときは、あらかじめ本大学院の承認を得なければならない。
  - 2 本大学院生が他大学院又は研究所等で受けた研究指導は、本大学院で受けた研究指導の一部とみなすことができる。

(入学前の既修得単位等の認定)

- 第 17 条 本大学院は教育上有益と認めるとき、本大学院生が入学する前に他大学院又は外国の大学院で履修した授業科目において修得した単位(大学院設置基準第 15 条に定める科目等履修生として修得した単位を含む)を、本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 1 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、転入学の場合を除き、10 単位を超えないものとする。

### 第 3 章 職員組織

(研究科長)

- 第 18 条 本大学院の研究科に研究科長を置く。

(教員組織)

- 第 19 条 本大学院の授業及び研究指導を担当する教員は、松本歯科大学の教授、准教授、講師及び助教の中からこれを充てる。

(事務組織)

- 第 20 条 本大学院に、事務組織を置く。

### 第 4 章 研究科委員会

(研究科委員会)

- 第 21 条 本大学院に研究科委員会を置く。
- 1 研究科委員会の定めるところにより、研究科の運営に必要な組織を置くことができる。

(審議事項)

- 第 22 条 研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定するに当たり、審議し意見を述べるものとする。
- (1) 大学院生の入学及び課程の修了
  - (2) 博士の学位授与
  - (3) 大学院の教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして研究科長が定めるもの及び学長の諮問した事項
- 1 前項第 3 号に規定する事項は、別に定める。
  - 2 研究科委員会は、前各項に規定するもののほか、研究科長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び研究科長の求めに応じ、意見を述べることができる。
  - 3 研究科委員会は、前各項に規定する事項を審議し学長に意見を述べる場合、教育研究に関する専門的な観点から意見を述べるものとする。

(研究科委員会規程)

- 第 23 条 前条に定めるほか、研究科委員会に関し必要な事項は、松本歯科大学大学院歯学独立研究科委員会規程で定める。

### 第 5 章 学年、学期、休業日、入学、転学、休学、復学、退学、除籍及び復籍

(学年・学期)

第24条 春期入学の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。秋期入学の学年は、10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

2 学年を分けて次の2学期とする。

春期 4月1日から9月30日まで

秋期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第25条 休業日については、松本歯科大学学則の規定を準用する。

(入学時期)

第26条 本大学院の入学時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第27条 本大学院に入学することのできる者は、次の各号の一に該当し、かつ本大学院が行う選抜試験に合格した者とする。

- (1) 大学(医学、歯学、薬学(6年の課程)又は獣医学(6年の課程)を履修する課程)を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における18年の課程(最終課程は医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に限る)を修了した者
- (3) 文部科学大臣の指定した者
- (4) その他、本大学院が大学(医学、歯学、薬学(6年の課程)又は獣医学(6年の課程)を履修する課程)を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(転学)

第28条 学長は、他大学院に在学中の者が、本大学院に転入を願い出たときは、欠員のある場合に限り、選考の上、相当学年に入学を許可することができる。

2 他大学院への転出を志願しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(選抜試験の期日と科目)

第29条 入学者選抜試験期日、試験科目及び出願期間は毎年度別に定める。

(入学の出願)

第30条 入学を志願する者は、指定の期日までに次の各号に掲げる書類に入学検定料を添えて願い出なければならない。

- (1) 本大学院所定の入学願書
- (2) 成績証明書
- (3) 大学卒業(見込)証明書
- (4) その他学長が必要と認める書類

2 第27条第1項第2号に該当する者は、学科課程修了証明書のほかに本邦に駐在する当該国の政府機関の証明書又は推薦書の添付を必要とする。

(入学手続)

第31条 選抜試験に合格した者は、指定の期日までに次の各号の書類を提出するとともに、入学金を納入しなければならない。

- (1) 戸籍抄本(外国人は在留カード)
- (2) 誓約書
- (3) その他学長が必要と認める書類

2 前項の手続を完了しない者は入学を許可しない。

(誓約書)

第32条 入学を許可された者は、独立の生計を営む成年者で本大学院生の身上に関し一切の責任を負うことのできる保証人2名を定め、所定の誓約書を提出しなければならない。

(誓約書の更新)

第33条 前条の保証人がその要件を欠くに至ったときは、改めて保証人を定め直ちに誓約書を更新しなければならない。

(住所変更等の届出)

第34条 本大学院生又は保証人が改名・転居・転籍したときは、直ちにその旨届け出なければならない。この場合、戸籍抄本又は住民票を添付させることがある。

(休学と休学期間)

第 35 条 病気その他やむを得ない理由のため引き続き 3 か月以上就学することのできない者は、その理由を証明する書類を添え、保証人連署の上、学長に休学願を提出し、学長の許可を受けなければならない。

2 休学期間は、1 年以内とする。ただし、更に休学を要する者は学長の許可を得て、1 年以内に限り休学することができる。

3 休学期間は、在学期間に算入しない。

(復学)

第 36 条 病気により休学した者が復学しようとする場合は、公的の病院診断書を添え、保証人連署の上、学長に復学願を提出し、学長の許可を受けなければならない。

2 復学の際は、原級に復する。

(退学)

第 37 条 病気その他やむを得ない理由のため退学しようとする者は、その理由書を添え、保証人連署の上、学長に退学願を提出し、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第 37 条の 2 次の各号の一に該当する者は、研究科委員会の議を経て学長が除籍する。

(1) 学生納付金等の納付を怠り、催促してもなお納付しない者

(2) 第 7 条に規定する在学期間を超えた者

(3) 死亡又は行方不明の届出のあった者

(復籍)

第 37 条の 3 前条第 1 号に該当し除籍となった者から、当該除籍の事由となった学生納付金等を納付して復籍の願い出があったときは、学長は、研究科委員会の議を経て復籍を認めることがある。

2 復籍の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

## 第 6 章 課程の修了要件及び学位の授与

(修了要件)

第 38 条 本大学院の修了要件は、研究科に 4 年以上在学し、研究科が定める授業科目について 30 単位以上を修得、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績をあげた者については、研究科に 3 年以上在学すれば足りるものとする。

(修了の認定)

第 39 条 前条に規定する修了の認定は、研究科委員会の議を経て、研究科長の推薦により、学長が行う。

(学位論文・最終試験)

第 40 条 最終試験は、学位論文を中心として、これに関連ある科目について行う。

第 41 条 学位論文及び最終試験の合格又は不合格は、当該研究科委員会において審査決定する。

2 審査決定の方法は、本大学院において別に定める。

(学位の種類)

第 42 条 本大学院において授与する学位は、次のとおりとする。

博士 (歯学)

博士 (臨床歯学)

博士 (学術)

(学位の授与)

第 43 条 本大学院研究科を修了した者には、博士の学位を授与する。

2 学位に関する規程は、別に定める。

(論文博士)

第 44 条 前条に定める者のほか、博士の学位は、博士課程を経ない者であっても、本大学院に博士論文の審査を申請してその審査に合格し、かつ、本大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力があると認められた者に授与する。

第 45 条 削除

## 第 7 章 入学検定料及び学生納付金等

(入学検定料)

第 46 条 本大学院に入学を志願する者は、所定の入学検定料を納めなければならない。

2 一度納入された入学検定料は、返戻しない。

(学生納付金)

第 47 条 学籍にある者は、指定の期日までに学生納付金及び諸納付金（以下「学生納付金等」という。）を納めなければならない。

2 入学検定料及び学生納付金等の金額は、別表第 3 のとおりとする。学生納付金等の納入期日は、別表第 4 のとおりとする。

3 学生納付金は、入学金及び授業料とする。

4 新入生は、第 1 項の規定にかかわらず、入学年度の学生納付金等を所定の期日までに納めなければならない。

(学生納付金の不返戻)

第 48 条 既納の学生納付金は、事由の如何を問わず返戻しない。転学、退学、除籍又は退学を命ぜられた者も当該学年の授業料を納入しなければならない。

(休学者の授業料)

第 49 条 休学者の授業料は、学年始めより 1 年間通じて休学する場合に限り、当該学年の授業料は徴収しない。

第 50 条 削除

(証明書の交付)

第 51 条 各種証明書の交付を請求する場合には、所定の手数料を納付しなければならない。

(授業料の減免)

第 52 条 本大学院において学業優秀であると認められた者に対しては、授業料を減免することがある。

2 奨学制度及び授業料の減免に関し必要な事項は、別に定める。

## 第 8 章 賞罰

(表彰)

第 53 条 学業の優秀な者又は善行のあった者は、研究科委員会の議を経て表彰することがある。

(懲戒)

第 54 条 本大学院生が、その本分に反する行為又は本大学院の諸規程等に違反する行為を行ったときは、研究科委員会の議を経て学長が懲戒する。

2 懲戒を分けて、戒告、停学及び退学とする。

3 学生の懲戒に関する規程は、別に定める。

(懲戒退学)

第 55 条 次の各号の一に該当する者には、退学を命ずる。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当の理由がなくて出席が常でない者

(4) 学内の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

## 第 9 章 研究生、特別研究学生、聴講生及び科目等履修生

(大学院研究生)

第 56 条 学長は、本大学院において特定の事項について研究をしようとする者がいるときは、選考の上、大学院研究生として入学を許可することができる。

2 研究生に関する規程は、別に定める。

(特別研究学生)

第 57 条 学長は、他の大学院又は外国の大学院の学生で、本大学院において研究指導を受けようとする者がいるときは、選考の上、特別研究学生として許可することができる。

2 特別研究学生に関する規程は、別に定める。

第 58 条 削除

(聴講生)

第 59 条 学長は、本大学院において一又は複数の授業科目を聴講しようとする者があるときは、選考の上、聴講生として許可することができる。

2 聴講生に関する規程は、別に定める。

(科目等履修生)

第 60 条 学長は、本大学院において一又は複数の授業科目を履修し単位を修得しようとする者があるときは、選考の上、科目等履修生として許可することができる。

2 科目等履修生に関する規程は、別に定める。

## 第 10 章 学寮

(学寮)

第 61 条 学校法人松本歯科大学が管理運営する Campus Inn を学寮とする。

2 Campus Inn に関する規程は、別に定める。

## 第 11 章 雑則

(改廃)

第 62 条 この学則の改廃は、本研究科委員会の議を経て理事会の議決による。

附 則

この学則は、平成 15 年（2003 年）4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 17 年（2005 年）4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 18 年（2006 年）4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成 19 年（2007 年）4 月 1 日から施行する。

2 改正後の別表第 2（第 9 条関係）授業科目履修基準表については、平成 19（2007）年度に入学する者から適用し、平成 18（2006）年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成 20 年（2008 年）4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 21 年（2009 年）4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 22 年（2010 年）4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 23 年（2011 年）4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 24 年（2012 年）4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成 25 年（2013 年）4 月 1 日から施行する。

2 改正後の別表第 3（第 47 条関係）、別表第 4（第 47 条関係）学生納付金等の納入期日 については、平成 26 年（2014）年入学者から適用し、平成 25 年（2013）年秋期入学者については、従前の例による。

附 則

この学則は、平成 27 年（2015 年）4 月 1 日から施行する。

別表第1 (第9条関係)

大 講 座	ユニット (研究単位)
硬 組 織 疾 患 制 御 再 建 学 講 座	硬組織形態解析学ユニット
	硬組織機能解析学ユニット
	硬組織発生・再生工学ユニット
	遺伝子工学・分子創薬学ユニット
	硬組織疾患病態解析学ユニット
	生体材料学ユニット
	臨床病態評価学ユニット
顎 口 腔 機 能 制 御 学 講 座	咀嚼機能解析学ユニット
	生体調節制御学ユニット
	臨床機能評価学ユニット
健 康 増 進 口 腔 科 学 講 座	口腔健康分析学ユニット
	口腔健康政策学ユニット
	医療経営政策学ユニット

別表第3 (第47条関係)

項 目	金 額	備 考
入 学 検 定 料	30,000 円	
学 生 納 付 金 等	入 学 料	300,000 円 入学手続時のみ。
	授 業 料	600,000 円 年額 (毎年度)
	施 設 拡 充 費	100,000 円 入学手続時のみ。ただし、松本歯科大学歯学部卒業生は免除
	諸 納 付 金	3,300 円 入学手続時のみ。「学生教育研究災害傷害保険」加入保険料 (4年間)

別表第4 (第47条関係)  
学生納付金等の納入期日

項 目	納 入 期 日
春 期 入 学 者	4 月 末 日
秋 期 入 学 者	10 月 末 日

別表第2 (第10条関係)

授 業 科 目 履 修 基 準 表

科目分類	授 業 科 目	授業形態	配当年次	履修区分	単位数	時間数	備 考		
導入科目	口腔疾患制御再建学特論	講義	1	必修	2	30	・博士(歯学)、博士(学術)の学位には研究方法論、博士(臨床歯学)の学位には臨床応用論を履修すること。		
	医療・科学倫理学概論	講義	1	必修	2	30			
	口腔生命科学研究方法論	講義	1	選択必修	2	30			
	口腔生命科学臨床応用論	講義	1	選択必修	2	30			
硬組織疾患制御再建学	硬組織形態解析学入門	講義	1	選択必修	4	60	・専攻する分野の開設する4科目(16単位)「入門、実験Ⅰ、実験Ⅱ、演習」を履修すること。		
	硬組織形態解析学実験Ⅰ	実験・実習	2	選択必修	4	120			
	硬組織形態解析学実験Ⅱ	実験・実習	3	選択必修	4	120			
	硬組織形態解析学演習	演習	3	選択必修	4	60			
	硬組織機能解析学入門	講義	1	選択必修	4	60			
	硬組織機能解析学実験Ⅰ	実験・実習	2	選択必修	4	120			
	硬組織機能解析学実験Ⅱ	実験・実習	3	選択必修	4	120			
	硬組織機能解析学演習	演習	3	選択必修	4	60			
	硬組織発生・再生工学入門	講義	1	選択必修	4	60			
	硬組織発生・再生工学実験Ⅰ	実験・実習	2	選択必修	4	120			
	硬組織発生・再生工学実験Ⅱ	実験・実習	3	選択必修	4	120			
	硬組織発生・再生工学演習	演習	3	選択必修	4	60			
	遺伝子工学・分子創薬学入門	講義	1	選択必修	4	60			
	遺伝子工学・分子創薬学実験Ⅰ	実験・実習	2	選択必修	4	120			
	遺伝子工学・分子創薬学実験Ⅱ	実験・実習	3	選択必修	4	120			
	遺伝子工学・分子創薬学演習	演習	3	選択必修	4	60			
	硬組織疾患病態解析学入門	講義	1	選択必修	4	60			
	硬組織疾患病態解析学実験Ⅰ	実験・実習	2	選択必修	4	120			
	硬組織疾患病態解析学実験Ⅱ	実験・実習	3	選択必修	4	120			
	硬組織疾患病態解析学演習	演習	3	選択必修	4	60			
	コア科目	生体材料学入門	講義	1	選択必修	4		60	・専攻する分野の開設する4科目(16単位)「入門、実験Ⅰ、実験Ⅱ、演習」を履修すること。
		生体材料学実験Ⅰ	実験・実習	2	選択必修	4		120	
		生体材料学実験Ⅱ	実験・実習	3	選択必修	4		120	
		生体材料学演習	演習	3	選択必修	4		60	
臨床病態評価学入門		講義	1	選択必修	4	60			
臨床病態評価学実験Ⅰ		実験・実習	2	選択必修	4	120			
臨床病態評価学実験Ⅱ		実験・実習	3	選択必修	4	120			
臨床病態評価学演習		演習	3	選択必修	4	60			
咀嚼機能解析学入門		講義	1	選択必修	4	60			
咀嚼機能解析学実験Ⅰ		実験・実習	2	選択必修	4	120			
咀嚼機能解析学実験Ⅱ		実験・実習	3	選択必修	4	120			
咀嚼機能解析学演習		演習	3	選択必修	4	60			
生体調節制御学入門		講義	1	選択必修	4	60			
生体調節制御学実験Ⅰ		実験・実習	2	選択必修	4	120			
生体調節制御学実験Ⅱ		実験・実習	3	選択必修	4	120			
生体調節制御学演習		演習	3	選択必修	4	60			
臨床機能評価学入門		講義	1	選択必修	4	60			
臨床機能評価学実験Ⅰ		実験・実習	2	選択必修	4	120			
臨床機能評価学実験Ⅱ		実験・実習	3	選択必修	4	120			
臨床機能評価学演習		演習	3	選択必修	4	60			
健康増進口腔科学		口腔健康分析学入門	講義	1	選択必修	4	60		
		口腔健康分析学実験Ⅰ	実験・実習	2	選択必修	4	120		
		口腔健康分析学実験Ⅱ	実験・実習	3	選択必修	4	120		
		口腔健康分析学演習	演習	3	選択必修	4	60		
	口腔健康政策学入門	講義	1	選択必修	4	60			
	口腔健康政策学実験Ⅰ	実験・実習	2	選択必修	4	120			
	口腔健康政策学実験Ⅱ	実験・実習	3	選択必修	4	120			
	口腔健康政策学演習	演習	3	選択必修	4	60			
	医療経営政策学入門	講義	1	選択必修	4	60			
	医療経営政策学実験Ⅰ	実験・実習	2	選択必修	4	120			
	医療経営政策学実験Ⅱ	実験・実習	3	選択必修	4	120			
	医療経営政策学演習	演習	3	選択必修	4	60			
高度基礎研究科目	口腔機能解剖学	講義・演習	2(3) <sup>※1</sup>	選択必修	4	60			
	口腔微細形態学	講義・演習	2(3) <sup>※1</sup>	選択必修	4	60			
	口腔機能生理学	講義・演習	2(3) <sup>※1</sup>	選択必修	4	60			
	口腔分子生化学	講義・演習	2(3) <sup>※1</sup>	選択必修	4	60			
	口腔微生物学	講義・演習	2(3) <sup>※1</sup>	選択必修	4	60			
	口腔病理病態学	講義・演習	2(3) <sup>※1</sup>	選択必修	4	60			
	口腔細胞分子薬理学	講義・演習	2(3) <sup>※1</sup>	選択必修	4	60			
	口腔生体工学	講義・演習	2(3) <sup>※1</sup>	選択必修	4	60			
	口腔予防保健学	講義・演習	2(3) <sup>※1</sup>	選択必修	4	60			
	医療保健行動学	講義・演習	2(3) <sup>※1</sup>	選択必修	4	60			
	関連研究科目	むし歯治療学	実習	2(3) <sup>※1</sup>	選択必修	4		120	・研究に関連する科目を1科目(4単位)以上履修すること。
		口腔ケア・予防歯科学	実習	2(3) <sup>※1</sup>	選択必修	4		120	
		歯科矯正診療学	実習	2(3) <sup>※1</sup>	選択必修	4		120	
		小児咬合成育学	実習	2(3) <sup>※1</sup>	選択必修	4		120	
小児口腔育成保健(予防歯科)学		実習	2(3) <sup>※1</sup>	選択必修	4	120	・博士(歯学)・博士(学術)の学位には高度基礎研究科目、博士(臨床歯学)の学位には高度臨床実習科目を履修すること。		
有病者・特殊診療学		実習	2(3) <sup>※1</sup>	選択必修	4	120			
摂食・嚥下リハビリテーション学		実習	2(3) <sup>※1</sup>	選択必修	4	120			
咬合回復学		実習	2(3) <sup>※1</sup>	選択必修	4	120			
唇顎口蓋裂・言語治療学		実習	2(3) <sup>※1</sup>	選択必修	4	120	※1 関連研究科目は、2年次に履修すること。ただし、複数の科目を履修する場合、2科目以降を3年次に履修することも可能。		
美容歯科学		実習	2(3) <sup>※1</sup>	選択必修	4	120			
顎顔面修復学		実習	2(3) <sup>※1</sup>	選択必修	4	120			
スポーツ歯科学		実習	2(3) <sup>※1</sup>	選択必修	4	120			
口腔内科(検査・薬物療法)学		実習	2(3) <sup>※1</sup>	選択必修	4	120			
歯周・硬組織再生学		実習	2(3) <sup>※1</sup>	選択必修	4	120			
歯科インプラント学		実習	2(3) <sup>※1</sup>	選択必修	4	120			
顎変形・機能治療学		実習	2(3) <sup>※1</sup>	選択必修	4	120			
口腔腫瘍診療学		実習	2(3) <sup>※1</sup>	選択必修	4	120			
全身管理歯科診療学		実習	2(3) <sup>※1</sup>	選択必修	4	120			
顎顔面画像診断学		実習	2(3) <sup>※1</sup>	選択必修	4	120			
口腔病理診断学		実習	2(3) <sup>※1</sup>	選択必修	4	120			
口臭治療学		実習	2(3) <sup>※1</sup>	選択必修	4	120			
ドライマウス診療学		実習	2(3) <sup>※1</sup>	選択必修	4	120			
痛み・痺れ診療(ペインクリニック)学		実習	2(3) <sup>※1</sup>	選択必修	4	120			
いびき・睡眠時無呼吸診療学		実習	2(3) <sup>※1</sup>	選択必修	4	120			
心療歯科学		実習	2(3) <sup>※1</sup>	選択必修	4	120			
アンチエイジング治療学		実習	2(3) <sup>※1</sup>	選択必修	4	120			
口腔アレルギー診断学		実習	2(3) <sup>※1</sup>	選択必修	4	120			
高年次専門科目		硬組織疾患制御再建学特論	講義・演習	4 <sup>※2</sup>	選択必修	4		60	・所属する講座の科目を履修すること。 ※2 早期修了の場合は、3年次の履修も可能。
	顎口腔機能制御学特論	講義・演習	4 <sup>※2</sup>	選択必修	4	60			
	健康増進口腔科学特論	講義・演習	4 <sup>※2</sup>	選択必修	4	60			

◇合計30単位以上履修

導入科目: 3科目以上(6単位以上) コア科目: 4科目(16単位) 関連研究科目: 1科目以上(4単位以上) 高年次専門科目: 1科目(4単位)

## 履修方法及び単位の認定について

Degree Completion and Course Credit Approval

### 1. カリキュラムの内容

本大学院生が履修すべき授業科目は、必修科目となる導入科目（2科目）と、選択必修科目となる導入科目（2科目）、コア科目（52科目）、関連研究科目（37科目）及び高年次専門科目（3科目）に分けられている。

本研究科において修得すべき30単位の履修方法は次のとおり。

- ・導入科目 6単位以上（3科目以上）
- ・コア科目 16単位（4科目）
- ・関連研究科目 4単位以上（1科目以上）
- ・高年次専門科目 4単位（1科目）

### ◇授業科目一覧

区 分	科 目 名	
導入科目 (4科目)	口腔疾患制御再建学研究論 医療・科学倫理学概論 口腔生命科学研究方法論 口腔生命科学臨床応用論	
コア科目 (52科目)	硬組織形態解析学入門 硬組織形態解析学実験Ⅰ 硬組織形態解析学実験Ⅱ 硬組織形態解析学演習 硬組織機能解析学入門 硬組織機能解析学実験Ⅰ 硬組織機能解析学実験Ⅱ 硬組織機能解析学演習 硬組織発生・再生工学入門 硬組織発生・再生工学実験Ⅰ 硬組織発生・再生工学実験Ⅱ 硬組織発生・再生工学演習 遺伝子工学・分子創薬学入門 遺伝子工学・分子創薬学実験Ⅰ 遺伝子工学・分子創薬学実験Ⅱ 遺伝子工学・分子創薬学演習 硬組織疾患形態解析学入門 硬組織疾患形態解析学実験Ⅰ 硬組織疾患形態解析学実験Ⅱ 硬組織疾患形態解析学演習 生体材料学入門 生体材料学実験Ⅰ 生体材料学実験Ⅱ 生体材料学演習 臨床病態評価学入門 臨床病態評価学実験Ⅰ 臨床病態評価学実験Ⅱ 臨床病態評価学演習	咀嚼機能解析学入門 咀嚼機能解析学実験Ⅰ 咀嚼機能解析学実験Ⅱ 咀嚼機能解析学演習 生体調節制御学入門 生体調節制御学実験Ⅰ 生体調節制御学実験Ⅱ 生体調節制御学演習 臨床機能評価学入門 臨床機能評価学実験Ⅰ 臨床機能評価学実験Ⅱ 臨床機能評価学演習 口腔健康分析学入門 口腔健康分析学実験Ⅰ 口腔健康分析学実験Ⅱ 口腔健康分析学演習 口腔健康政策学入門 口腔健康政策学実験Ⅰ 口腔健康政策学実験Ⅱ 口腔健康政策学演習 医療経営政策学入門 医療経営政策学実験Ⅰ 医療経営政策学実験Ⅱ 医療経営政策学演習
関連研究科目 (37科目)	高度基礎研究科目 口腔機能解剖学 口腔微細形態学 口腔機能生理学 口腔分子生化学 口腔微生物学 口腔病理病態学 口腔細胞分子薬理学 口腔生体理工学 口腔予防保健学 医療保健行動学	高度臨床実習科目 むし歯治療学 口腔ケア・予防歯科学 歯科矯正診療学 小児咬合成育学 小児口腔育成保健（予防歯科）学 有病者・特殊診療学 摂食・嚥下リハビリテーション学 咬合回復学 いびき・睡眠時無呼吸診療学 美容歯科学 顎顔面修復学 スポーツ歯科学
高年次専門科目 (3科目)	硬組織疾患制御再建学特論 顎口腔機能制御学特論 健康増進口腔科学特論	

2. 修了要件（大学院学則第 38 条）

本研究科に 4 年以上在学し、30 単位以上を修得、かつ必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することで修了となる。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げ、かつ、研究科委員会が認めた者については、研究科に 3 年以上在学すれば足りるものとする。

3. 授業の履修方法

導入科目 4 科目（必修 2 科目、選択必修 2 科目）は 1 年次に履修すること。

博士（歯学）、博士（学術）の学位には口腔生命科学研究方法論、博士（臨床歯学）の学位には口腔生命科学臨床応用論をそれぞれ履修すること。

コア科目は、専攻する分野の開設する 4 科目（「入門」、「実験Ⅰ」、「実験Ⅱ」、「演習」）を 1 年次から 3 年次までの間に履修すること。

関連研究科目は、研究に関連する 1 科目を 2 年次に履修すること。ただし、複数の科目を履修する場合、2 科目以降を 3 年次に履修することもできる。

博士（歯学）、博士（学術）の学位には高度基礎研究科目、博士（臨床歯学）の学位には高度臨床実習科目を履修すること。

高年次専門科目は、所属する講座の科目を 4 年次に履修すること。ただし、早期修了の場合は 3 年次に履修することもできる。

履修する授業科目は、指導教員と相談のうえ、研究テーマ等を勘案して選択すること。

注）履修届は、指定された期日までに提出すること。

◇標準履修モデル

区分 年次	必修科目	選択必修科目				学位論文
	導入科目 ・研究論 ・概論	導入科目 ・研究方法論 ・臨床応用論	コア科目 ・入門 ・実験Ⅰ ・実験Ⅱ ・演習	関連研究科目 ・基礎科目 ・臨床科目	高年次専門科目 ・硬組織特論 ・顎口腔特論 ・健康増進特論	
1 年	2 科目 (4 単位)	1 科目以上 (2 単位以上)	【入門】 1 科目 (4 単位)			研究テーマの決定及び同テーマに関する基礎資料・データの収集・予備実験の開始
2 年			【実験Ⅰ】 1 科目 (4 単位)	1 科目 (4 単位)		研究テーマに関する基礎資料・データの収集・本実験の開始
3 年			【実験Ⅱ】 【演習】 2 科目 (8 単位)	2 科目以降 履修可能	履修可能 ※早期修了の場合	研究テーマに基づく本実験の遂行と学位論文内容の構築
4 年					1 科目 (4 単位)	研究テーマに基づく学位論文作成
修了要件	2 科目・ 4 単位修得	1 科目以上・ 2 単位以上修得	4 科目・ 16 単位修得	1 科目以上・ 4 単位以上修得	1 科目・ 4 単位修得	学位論文の審査、最終試験に合格
合計 30 単位以上修得						

4. 単位の計算方法

導入科目

1 週 1 コマ（2 時間） 15 週（半期）で 2 単位

講義・演習

1 週 1 コマ（2 時間） 30 週（通年）で 4 単位

実験・実習

1 週 2 コマ（4 時間） 30 週（通年）で 4 単位

**大学院歯学独立研究科  
博士課程早期修了者に関する申合せ事項**

1. 早期修了の要件

- 1) 修業見込み年数が3年以上の者について取り扱う。
- 2) 修得単位  
大学院学則第38条に規定する所定の単位を修得していること。
- 3) 学位申請論文
  - ① 検閲者 (Reviewer) のいる国際学会誌 (英文) に掲載又は受理 (Accept) されていること。
  - ② 国際学会誌の基準は、Institute for Scientific Information (ISI) が発行する Journal Citation Reports (JCR) にリストアップされている雑誌に限定する。
  - ③ インパクトファクター (Impact Factor) の数値については、問わないものとする。

2. 学位申請資格の審査及び提出書類

前項の要件を満たした者が学位申請をしようとする場合は、次の書類を研究科運営委員会に提出し、学位申請資格の審査を受けなければならない。

《提出書類》

- ① 学位申請論文
  - ・印刷済の場合別刷
  - ・採録決定済の場合論文原稿及び掲載、受理等の証明書
- ② 主指導教員の推薦書 (所定の様式)

3. 学位申請資格審査書類の提出期限

- 1) 3年次で早期修了しようとする者は、3年次の11月末日 (秋期 5月末) までに提出すること。
- 2) 4年次前期で早期修了しようとする者は、4年次の5月末日 (秋期 11月末) までに提出すること。

## 大学院の修業年限（4年）を超える場合の対応

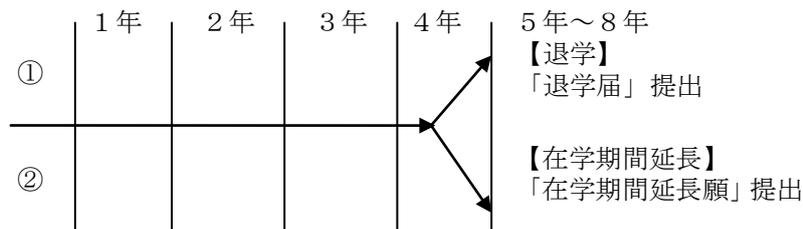
1. 大学院の修業年限（4年）を超える場合の手続について
  - 1) 修了に必要な単位（30単位以上）が未修得の場合※学位申請論文の提出資格無し  
次のいずれかを選択
    - ① 当該年度限りで退学→「退学」の扱い（通常の「退学届」を提出）
    - ② 次年度以降も在学→「在学期間延長」の扱い（「在学期間延長願」を提出）
  - 2) 修了に必要な単位（30単位以上）は取得済みであるが、学位申請論文を提出しなかった、あるいは、提出したが不合格であった場合  
次のいずれかを選択
    - ① 次年度以降も在学→「在学期間延長」の扱い（「在学期間延長願」を提出）
    - ② 当該年度限りで退学→「単位取得退学」の扱い（「単位取得退学願」を提出）
2. 「在学期間延長」した場合の取扱い
  - ① 在学期間の延長は、1年単位で行う。（毎年度「在学期間延長願」を提出する。）  
※入学から通算して8年を超えて在学できない。
  - ② 在学中に学位の審査を受けた場合は、「課程博士」とする。
  - ③ 「在学期間延長」した場合、授業料は年額60万円とする。
3. 「単位取得退学」した場合の取扱い  
「単位取得退学」した者は、学位論文提出のため、再入学（「論文再入学」という。）することができる。
  - 1) 「論文再入学」について  
次のすべての事項に該当する場合、「論文再入学」を認める。（「論文再入学願」を提出）
    - ① 本大学院の「単位取得退学者」である。
    - ② 在学期間が、「単位取得退学」するまでの在学期間と通算して8年を超えない場合
    - ③ 再入学後に学位申請論文を提出できる可能性が大きいと研究科委員会で認めた場合
    - ④ 「論文再入学」は、「単位取得退学」後8年以内の申請に限り許可する。

※「論文再入学」の手続き等

  - ・再入学希望年度の前年度の1月末日までに「論文再入学願」を提出する。
  - ・「論文再入学」した場合の入学金は免除し、授業料は年額60万円とする。
  - 2) 「単位取得退学」した場合の、学位（博士）の区分について
    - ① 1年以内に学位論文を提出した場合は、「課程博士」とする。
    - ② 1年を超えてから学位論文を提出した場合は、「論文博士」とする。
    - ③ 「論文再入学」で学位審査に合格した場合は、「課程博士」とする。

Case 1. 修了に必要な単位 (30 単位以上) が未修得

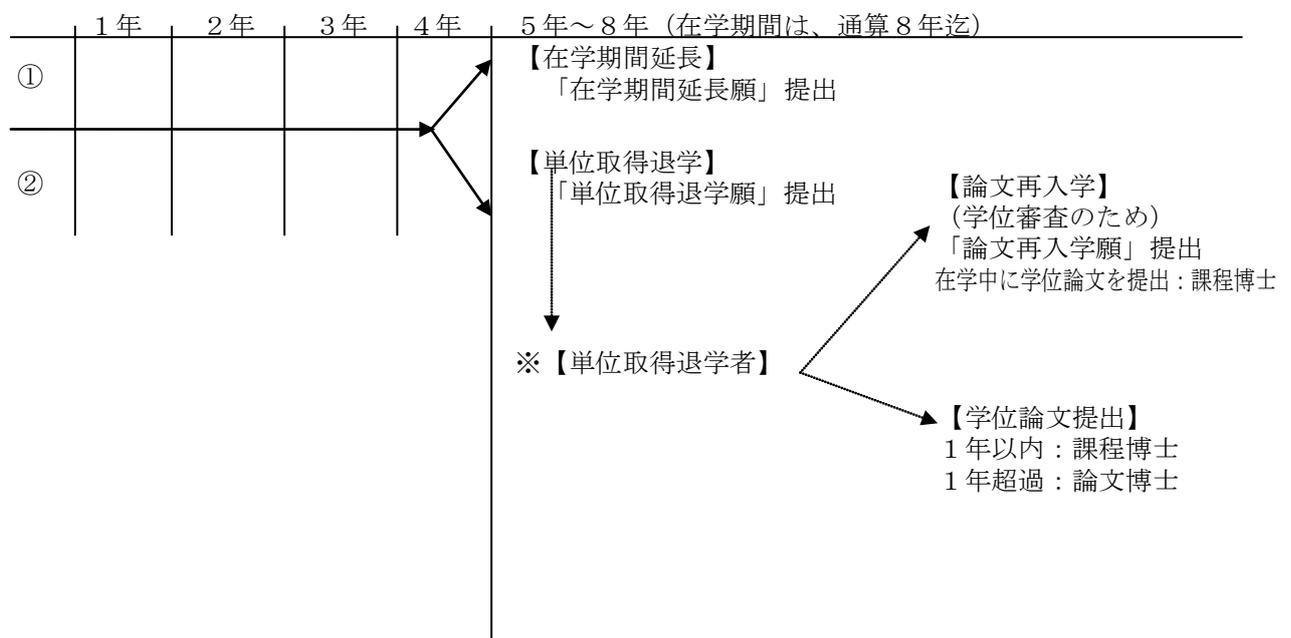
- ① 当該年度限りで退学→「退学」の扱い (通常の「退学届」を提出)
- ② 次年度以降も在学→「在学期間延長」の扱い (「在学期間延長願」を提出)



Case 2. 修了に必要な単位 (30 単位以上) は取得済であるが、学位申請論文を提出しなかった、あるいは、提出したが不合格であった場合

次のいずれかを選択

- ① 次年度以降も在学→「在学期間延長」の扱い (「在学期間延長願」を提出)
- ② 当該年度限りで退学→「単位取得退学」の扱い (「単位取得退学願」を提出)



# 松本歯科大学学位規程

## 第1章 総則

### (趣旨)

第1条 学位規則(昭和28年文部省令第9号)第13条の規定に基づき、松本歯科大学(以下「本学」という。)が行う学位の授与については、本学及び本学大学院学則に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

### (学位の種類)

第2条 本学において授与する学位は、学士及び博士とする。

2 学士の学位を授与する場合は、専攻分野の名称として歯学を付記する。

3 博士の学位を授与する場合は、専攻分野の名称として歯学又は臨床歯学を付記する。ただし、学長が特に必要と認めた場合は、学術を付記することができる。

## 第2章 学士の学位授与

### (学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、本学学則の定めるところにより、本学の学部を卒業した者に授与するものとする。

### (学位の授与)

第4条 学長は、前条の規定に基づき学士の学位を授与すべき者には、教授会の議を経て学長が認定し、学位記を授与する。

## 第3章 博士の学位授与

### (学位授与の要件)

第5条 博士の学位は、本学大学院学則の定めるところにより、博士課程を修了した者に授与するものとする。

2 前項に定めるもののほか、博士の学位は本学大学院の行う学位論文の審査及び試験に合格し、かつ、本学大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することが確認(以下「学力の確認」という。)された者に授与するものとする。

### (学位論文提出資格)

第6条 前条第1項(以下「課程博士」という。)の規定により学位論文の審査を受けることができる者は、博士課程に3年以上在学し、本学大学院学則第38条に規定する所定の単位を修得した者とする。

2 前条第2項(以下「論文博士」という。)の規定により学位を申請することができる者は、次の各号の一に該当する歯科医学に関する研究歴(以下「研究歴」という。)を有する者とする。

(1) 歯学、医学又は獣医学の大学を卒業した者は、5年以上

(2) 歯学、医学又は獣医学以外の大学を卒業した者は、7年以上

(3) 前号の者で、大学院修士課程を修了した者は、6年以上

(4) その他、本学大学院において前各号に準ずる研究歴を有すると認められた者

### (研究歴)

第7条 前条の研究歴とは、次の各号に該当する期間とする。ただし、各号のうち重複する期間のある場合には、いずれか一つの期間とする。

(1) 大学の専任教員として研究に従事した期間

(2) 大学院を退学した者の場合は、大学院に在学した期間

(3) 大学の学部又は大学院において研究生として在学し、当該学部講座又は当該大学院の指導教員が証明した期間

(4) 研究科委員会が認める研究機関において、研究に従事した期間

(5) 研究科委員会が前各号と同等以上と認める方法により、研究に従事した期間

### (退学した者の取り扱い)

第8条 本学大学院で所定の修業年限以上に在学し、かつ所定の単位を修得したのち退学した者は、1年以内に限り、課程博士の学位論文を提出することができる。1年を超える場合は論文博士の該当者として取り扱う。

### (学位の申請)

第9条 課程博士の規定により学位論文審査を願ひ出る者は、別表1の書類に論文審査料を添えて研究科長を経て学長に提出するものとする。

2 論文博士の規定により学位を申請する者は、別表1の書類に論文審査料を添えて研究科長を経て学長に提出するものとする。

3 提出する学位論文には、参考論文を添えることができる。

(審査料)

第10条 学位論文の審査料は別表2のとおりとする。

2 既納の審査料及び受理した論文は返還しない。

(学位論文の提出期限)

第11条 課程博士の学位審査を受けようとする者は、学位論文を毎年度定める期日までに提出しなければならない。

2 論文博士の学位を申請する者は、学位論文を随時提出することができる。

(学位論文の受理)

第12条 学位論文の審査は、研究科委員会の議を経て学長が決定し、その審査を研究科委員会に付託する。

(審査委員会)

第13条 前条の規定により学位論文の審査を付託された研究科委員会は、研究科委員の中から3名以上の審査委員(主査1名、副査2名以上)を選出し、審査委員会を設ける。

2 主査は、当該論文に最も関連する研究分野の研究科委員から選出する。

3 審査委員には、主指導教員及び論文共著者を選出しないこととする。

4 研究科委員会は、審査のため必要に応じて、研究科委員会の構成員以外の本学大学院及び学部の教員、又は学外の適任者を副査に加えることができる。

5 審査委員会は、学位論文の審査のほか、課程博士の規定による者については最終試験を、論文博士の規定による者については学力の確認を行う。

(最終試験及び学力の確認)

第14条 最終試験は、学位論文を中心に、これと関連ある科目について、口答又は筆答で行う。

2 第5条第2項に規定する学力の確認は、学位論文を中心に、これと関連ある科目について、口答又は筆答で行う。

(審査期間)

第15条 審査委員会は、学位論文を受理した日から1年以内に、審査及び最終試験等を終了しなければならない。ただし、特別の事由があるときは、研究科委員会の議を経て、その期間を1年以内に限り延長することができる。

(審査結果の報告)

第16条 審査委員会は、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認を終了したときは、その結果の要旨に合否の意見を添え、文書(様式第13号又は様式第15号)をもって研究科委員会に報告しなければならない。

2 審査委員会は、論文審査の結果、その内容が著しく不備であると認めたときは、最終試験及び学力の確認を行わないことができる。この場合は、前項の規定による論文審査の要旨及び最終試験等の結果の要旨を報告することを必要としない。

(学位授与の合否判定)

第17条 研究科委員会は、前条の報告に基づいて、博士の学位を授与すべきか否かを審議し、学長が決定する。

2 前項の審議をするには、研究科委員会の構成員の4分の3以上の出席及びその3分の2以上の賛成を必要とする。

(研究科長の報告)

第18条 研究科長は、前条の議決に基づき、審査の結果を速やかに文書(様式第13号又は様式第15号及び様式第16号)により学長に報告しなければならない。

(学位の授与)

第 19 条 学長は、第 18 条の報告に基づき、博士の学位を授与すべき者と認めるときは、学位を授与し、学位の授与ができない者にはその旨を通知する。

(報告及び論文要旨等の公表)

第 20 条 学長は、博士の学位を授与したときは、文部科学大臣に所定の報告(様式第 18 号)をするとともに、学位を授与した日から 3 か月以内に、その論文内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表しなければならない。

(学位論文の公表)

第 21 条 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から 1 年以内にその論文をインターネットの利用により公表しなければならない。ただし、すでに公表済みのものは、この限りでない。

#### 第 4 章 論文博士の取扱い

(予備審査)

第 22 条 論文博士の学位を申請するものは、別表 1 の書類に予備審査料を添えて研究科長を経て学長に提出し、予備審査を受けなければならない。

(予備審査の受理)

第 23 条 学長は、研究科委員会の議を経て前条の申請を決定し、その予備審査を研究科委員会に付託する。

(予備審査委員会)

第 24 条 前条により予備審査を付託された研究科委員会は、予備審査委員会を設ける。

- 2 予備審査委員会の構成は、第 13 条の規定を準用し、研究科委員会が、研究科委員の中から 3 名以上の審査委員(主査 1 名、副査 2 名以上)を選出し、予備審査委員会を設ける。
- 3 予備審査委員会は、予備審査を行い、その結果を研究科委員会に文書(様式第 14 号)により報告しなければならない。
- 4 研究科委員会は、前項の規定に基づいて学位申請を受理するか否かを決定し、学長に文書(様式第 14 号及び様式第 17 号)により報告しなければならない。
- 5 前各項に定める事項は、学位論文予備審査願が提出されてから 4 か月以内に終了しなければならない。

(学位の申請)

第 25 条 学位申請受理の通知を受けた者は、通知を受けた日から 6 か月以内に、所定の研究発表を行った上、別表 1 の書類に論文審査料を添えて研究科長を経て学長に提出しなければならない。

#### 第 5 章 補則

(提出できる学位論文)

第 26 条 学位論文として提出できる論文は、松本歯科大学学会又は大学院研究科発表会において発表されたもので、次の各号のとおりとする。

- (1) 審査機構が完備した学術雑誌に筆頭著者として掲載された原著論文、若しくは掲載予定の原著論文
- (2) 単著としてまとめた学位論文

(学位の名称の取り扱い)

第 27 条 学位を授与された者が学位の名称を用いるときは、学位の名称の次に松本歯科大学の名称を付記するものとする。

(学位授与の取消し)

第 28 条 本学の博士の学位を授与された者が、学位の榮譽を汚辱する行為があったとき、学長は、研究科委員会の議を経て、学位を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

- 2 前項の審議をするには、研究科委員会の構成員の 4 分の 3 以上の出席及びその 3 分の 2 以上の賛成を必要とする。

(財産上の利益等の授受の禁止)

第 29 条 審査委員及び指導教員は、審査の対象となる者から供応接待又は金銭、物品その他の財産上の利益の供与を受けてはならない。

(学位記等の様式)

第30条 本学で授与する学位記及び学位申請関係書類は、別記様式第1号から様式第12号のとおりとする。

(改廃)

第31条 この規程の改廃は、研究科委員会及び教授会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、2003年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2005年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2005年10月28日から施行する。

附 則

1 この規程は、2007年4月1日から施行する。

2 改正後の第2条については、2007年度に入学する者から適用し、2006年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、2007年10月22日から施行する。

附 則

この規程は、2008年11月12日から施行する。

附 則

この規程は、2009年8月27日から施行する。

附 則

この規程は、2009年12月10日から施行する。

附 則

この規程は、2013年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2015年2月19日から施行する。

別表1 (第9条関係)

## 学位論文審査申請書類等

書類等区分		申請者区分	課程博士	論文博士	
				予備審査	本審査
提出書類	書類様式	提出数	提出数	提出数	
学位論文審査願	様式第4号	1通	—	—	
学位論文予備審査願	様式第5号	—	1通	—	
学位申請書	様式第6号	—	—	1通	
学位論文	様式第7号	1部	1部	1部	
学位論文要旨	様式第8号	1部	1部	1部	
論文目録	様式第9号	1通	1通	1通	
履歴書	様式第10号	1通	1通	—	※4
最終学校卒業証明書※1	指定様式なし	—	1通	—	
研究歴証明書※1	様式第11号	—	1通	—	
承諾書※2	様式第12号	1通	1通	—	
参考論文※3	指定様式なし	1部	1部	1部	

- 備考 1 ※1は、申請日より3か月以内に発行されたものとする。  
 2 ※2は、提出する学位論文が共著の場合に提出すること。  
 3 ※3は、参考論文は、論文の写しを一綴りにまとめて提出すること。  
 4 ※4は、予備審査申請時から職歴等に変更があった場合に提出すること。

別表2 (第10条関係)

## 学位論文審査料

		申請者区分	論文審査料	
課程博士	学位規程第6条第1項に規定する者	本学大学院生	無料	
	学位規程第8条に規定する、所定の単位修得後退学し、1年以内に学位の審査を受ける者	本学大学院退学者	100,000円	
論文博士	学位規程第8条に規定する、所定の単位修得後退学し、1年を超えてから学位の審査を受ける者	本学大学院退学者	予備審査料 50,000円	本審査料 200,000円
	学位規程第6条第2項に規定する者	学内提出者 本学専任教員	予備審査料 50,000円	本審査料 100,000円
		学内提出者 本学研究生	予備審査料 50,000円	本審査料 250,000円
		学外提出者 本学卒業生	予備審査料 50,000円	本審査料 300,000円
		学外提出者 その他	予備審査料 50,000円	本審査料 400,000円

様式第1号 (第4条関係)

第	卒業証書・学位記	号
大学印	氏名	〇〇県
年	月	日生
授与する	認め学士(歯学)の学位を	
授与する	て本学を卒業したことを	
授与する	本学所定の課程を修め	
授与する		
松本歯科大学長		
〇〇〇〇		
〇〇		
〇〇		
〇〇		
印		

様式第2号 (第19条関係)  
大学院博士課程を修了した場合

第	号
学位記	
〇〇県	
氏名	
年	月
日生	
本学大学院歯学独立研究科口腔疾患制御再建学専攻の博士課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので博士(〇〇)の学位を授与する	
年	月
日	
松本歯科大学	大学印

様式第3号 (第19条関係)  
論文提出による博士の場合

第	号
学位記	
〇〇県	
氏名	
年	月
日生	
本学に学位論文を提出し所定の審査及び試験に合格したので博士(〇〇)の学位を授与する	
年	月
日	
松本歯科大学	大学印

様式第4号 (第9条第1項関係)  
学位論文審査願 (A4判縦置)

学 位 論 文 審 査 願		
年            月            日		
松本歯科大学長 殿		
大学院歯学独立研究科 口腔疾患制御再建学専攻		
学籍番号                      番                      年度入学		
氏            名    ㊟		
<p>松本歯科大学学位規程第5条第1項の規定により、博士(〇〇)の学位を受けたいので、下記題目の学位論文に論文要旨、論文目録、履歴書(及び論文審査料円)を添えて提出しますので、審査願います。</p>		
記		
学位論文の題目		
著者名		

様式第5号 (第22条関係)  
学位論文予備審査願 (A4判縦置)

学 位 論 文 予 備 審 査 願		
年            月            日		
松本歯科大学長 殿		
氏            名    ㊟		
<p>松本歯科大学学位規程第22条の規定により、学位論文の予備審査を受けたいので、下記題目の学位論文に論文要旨、論文目録、履歴書、卒業証明書、研究歴証明書に予備審査料50,000円を添えて提出しますので、審査願います。</p>		
記		
学位論文の題目		
著者名		

様式第6号 (第9条第2項及び第25条関係)  
 学位申請書 (A4判縦置)

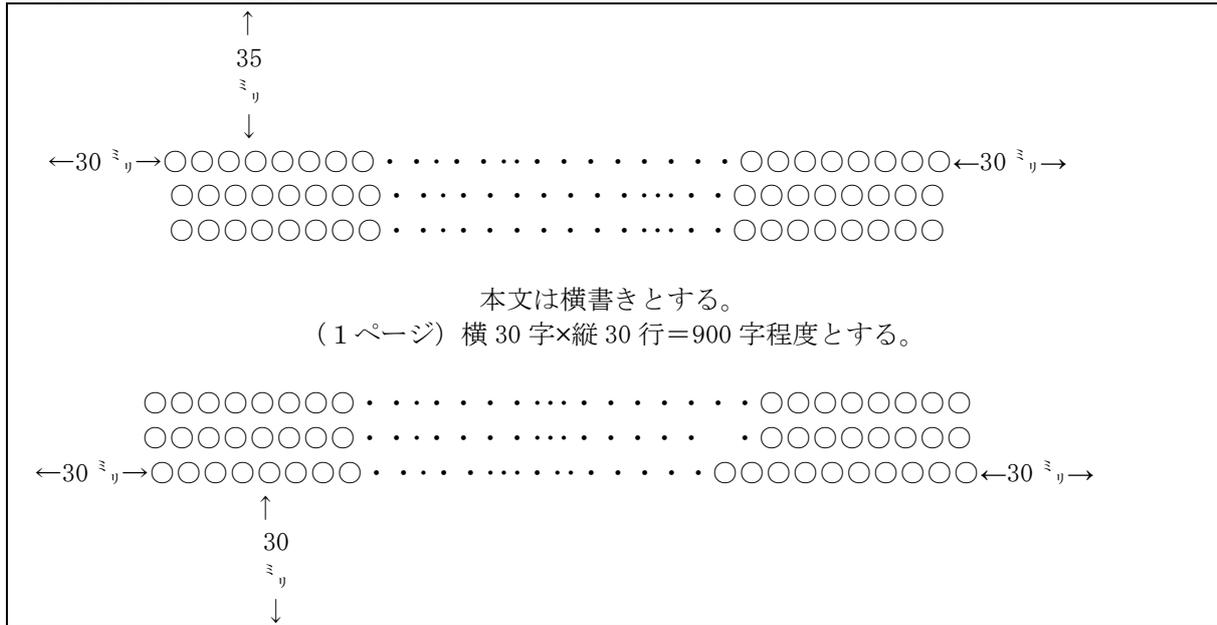
<p style="margin: 0;">学 位 申 請 書</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0 0 40px;">松本歯科大学長 殿</p> <p style="text-align: right; margin: 0 0 0 200px;">氏 名 <span style="float: right;">㊟</span></p> <p style="margin: 10px 0 0 40px;">松本歯科大学学位規程第5条第2項の規定により、博士(〇〇)の学位を受けたいので下記題目の学位論文に論文要旨、論文目録(及び論文審査料 <span style="float: right;">円</span>)を添えて提出しますので、審査願います。</p> <p style="text-align: center; margin: 20px 0 0 0;">記</p> <p style="margin: 0 0 0 40px;">学位論文の題目</p> <p style="margin: 0 0 0 40px;">著者名</p>
---

様式第7号(その1) (第9条関係)  
 学位論文表紙 (A4判縦置)

<p style="margin: 0;">↑</p> <p style="margin: 0;">50 ㊟程度</p> <p style="margin: 0;">↓</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <span style="margin-right: 20px;">← 40 ㊟程度 →</span> <span style="margin-right: 20px;">○○○○○○○</span> <span style="margin-right: 20px;">論文題目</span> <span style="margin-right: 20px;">○○○○○○○</span> <span style="margin-right: 20px;">← 40 ㊟程度 →</span> </div> <div style="text-align: right; margin-right: 20px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px; display: inline-block;">学位論文</div> </div> <p style="margin: 0;">○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0 0 0;">○氏 名○</p> <p style="text-align: center; margin: 0 0 0 40px;">大学院歯学独立研究科 ○○(所属講座名) ○○講座</p> <p style="text-align: center; margin: 0 0 0 40px;">(主指導教員: ○○ ○○教授)</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0 0 0;">松本歯科大学大学院歯学独立研究科博士(歯学)学位申請論文</p> <p style="text-align: center; margin: 0 0 0 40px;">○○○○○○○ Title ○○○○○○○○</p> <p style="text-align: center; margin: 0 0 0 40px;">○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0 0 0;">○○○ Name ○○○</p> <p style="text-align: center; margin: 0 0 0 40px;">Department of Hard Tissue Research, Graduate School of Oral Medicine</p> <p style="text-align: center; margin: 0 0 0 40px;">(Chief Academic Advisor: Professor ○○ Name ○○)</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0 0 40px;">The thesis submitted to the Graduate School of Oral Medicine, Matsumoto Dental University, for the degree Ph.D. (in Dentistry)</p> <p style="margin: 0;">↑</p> <p style="margin: 0;">40 ㊟程度</p> <p style="margin: 0;">↓</p>
--

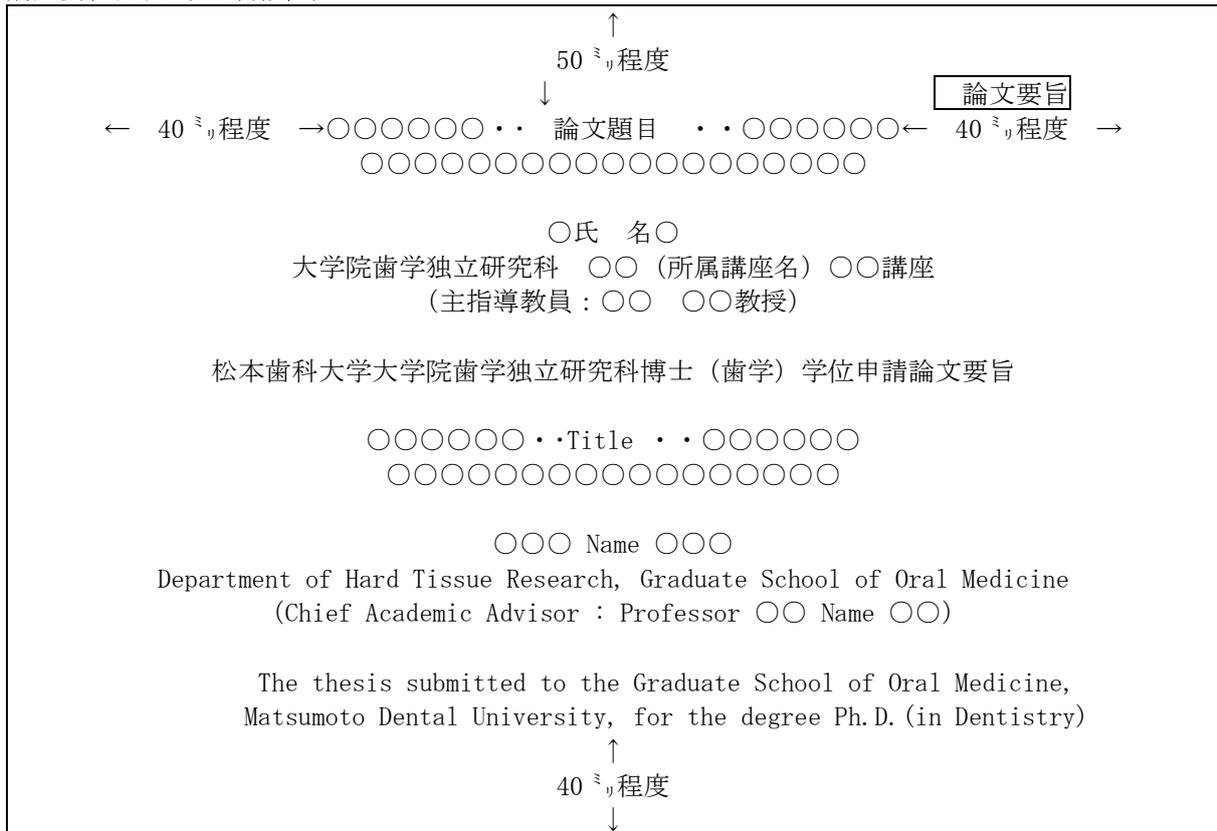
備考 学位論文の作成にあたっては、学位論文作成要領を準拠すること。

様式第7号(その2) (第9条関係)  
 学位論文本文 (A4判縦置)



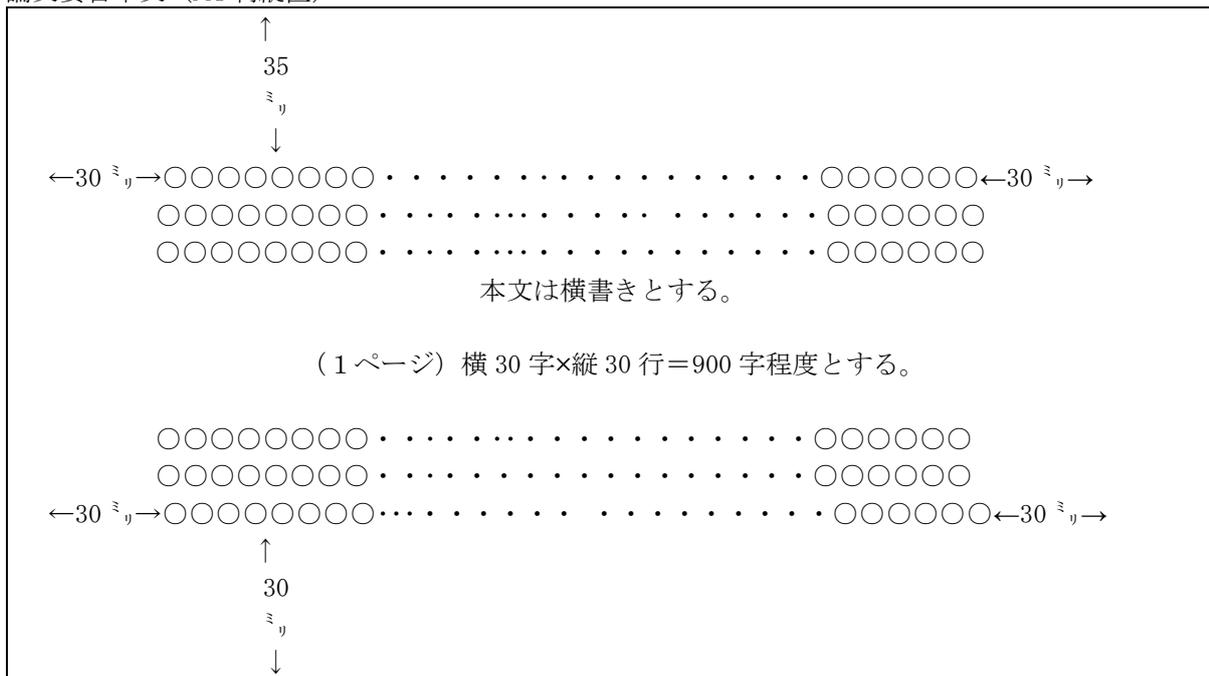
備考 学位論文の作成にあたっては、学位論文作成要領を準拠すること。

様式第8号(その1) (第9条関係)  
 論文要旨表紙 (A4判縦置)



備考 論文要旨の作成にあたっては、学位論文作成要領を準拠すること。

様式第8号 (その2) (第9条関係)  
論文要旨本文 (A4判縦置)



備考 論文要旨の作成にあたっては、学位論文作成要領を準拠すること。

様式第9号 (第9条及び第22条関係)  
論文目録 (A4判縦置)

論 文 目 録				氏名	⑩
〔学位論文〕					
1. 題目					
2. 公表の方法					
3. 公表の時期	年	月	日		
〔参考論文〕					
1-1. 題目					
1-2. 著者名					
1-3. 学術雑誌名 (巻・号・頁)					
	(	・	・	～	)
1-4. 発行年月日	年	月	日	発行	・ 発行予定
2-1. 題目					
2-2. 著者名					
2-3. 学術雑誌名 (巻・号・頁)					
	(	・	・	～	)
2-4. 発行年月日	年	月	日	発行	・ 発行予定

様式第10号（第9条及び第22条関係）

履歴書（A 4判縦置）

履 歴 書			
氏名		性別	男・女
生年月日	年 月 日生		
本籍地			
現住所	〒 ( ) 携帯 ( )		
区分	年 月	事 項	
学 歴	年 月		
	年 月		
職 歴	年 月		
	年 月		
研究歴	年 月		
	年 月		
賞 罰	年 月		
	年 月		
上記のとおり相違ありません。			
年 月 日 氏名 印			

備考

- 1 「学歴」の欄は、高校卒業以降を記入する。
- 2 「職歴」の欄は、これまでの職歴について、業務内容がわかるように記入する。

様式第11号（第22条関係）

研究歴証明書（A 4判縦置）

研 究 歴 証 明 書	
	氏 名 _____ 生年月日 _____ 年 月 日生
上記の者は、	において、下記のとおり研究に従事したことを証明する。
年 月 日	研究機関名 _____ 研究機関の長 _____ 印 氏 名 _____
記	
1. 研究に従事した機関名、所属部局名及び身分等 所属名： 部局名： 身分等：	
2. 研究に従事した期間 年 月 日～ 年 月 日	
3. 研究指導者の職名及び氏名 職名： 氏名：	
4. 主な研究事項	

様式第 12 号 (第 9 条及び第 22 条関係)  
承諾書 (A4 判縦置)

承 諾 書	年 月 日
松本歯科大学長 殿	共著者氏名 <span style="float: right;">⑩ ⑩ ⑩ ⑩</span>
<p>下記論文を 氏が、松本歯科大学大学院歯学独立研究科へ博士の学位申請の論文として提出することを承諾します。 なお、当該論文は、過去において学位論文として未使用であり、将来においても使用しません。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 学位論文の題目</p> <p>2. 学術雑誌名等 雑誌名： ( 発表 ・ 発表予定 ・ 投稿中 ) 巻・号・頁： 巻 号 ～ 頁</p> <p>3. 発表 (予定) 年月日 年 月 日</p>	

様式第 13 号 (第 16 条関係)  
学位論文審査の結果及び最終試験の結果の要旨 (A4 判縦置)

年 月 日	
学位論文審査の結果及び最終試験の結果の要旨	
学位申請者氏名	
学位論文名	
論文審査委員	主査： 松本歯科大学 (職名) (氏名) <span style="float: right;">⑩</span>
	副査： (所属機関名) <span style="float: right;">⑩</span>
	副査： <span style="float: right;">⑩</span>
最終試験	実施年月日 年 月 日
	試験方法 口答 ・ 筆答
学位論文の要旨	
学位論文審査結果の要旨	
最終試験結果の要旨	
判定結果	合格 ・ 不合格
備考 1 学位論文名が外国語で表示されている場合には、日本語訳を ( ) を付して記入すること。 2 学位論文名が日本語で表示されている場合には、英語訳を ( ) を付して記入すること。	

様式第 14 号 (第 24 条第 3 項関係)

学位論文予備審査結果の要旨 (A4 判縦置)

年 月 日					
学位論文予備審査の結果の要旨					
予備審査 請求者氏名					
学位論文名					
予備審査委員	主査:	松本歯科大学	(職名)	(氏名)	㊟
	副査:	(所属機関名)			㊟
	副査:				㊟
	副査:				㊟
	副査:				㊟
	副査:				㊟
予備審査結果の要旨					
予備審査結果	合格 ・ 不合格				
備考 1 学位論文名が外国語で表示されている場合には、日本語訳を ( ) を付して記入すること。					
2 学位論文名が日本語で表示されている場合には、英語訳を ( ) を付して記入すること。					

様式第 15 号 (第 16 条関係)

学位論文審査の結果及び学力の確認の結果の要旨 (A4 判縦置)

年 月 日					
学位論文審査の結果及び学力の確認の結果の要旨					
学位申請者氏名					
学位論文名					
論文審査委員	主査:	松本歯科大学	(職名)	(氏名)	㊟
	副査:	(所属機関名)			㊟
	副査:				㊟
	副査:				㊟
学力の確認	実施年月日	年 月 日			
	試験方法	口答 ・ 筆答			
学位論文の要旨					
学論文審査結果の要旨					
学力の確認の結果の要旨					
判定結果	合格 ・ 不合格				
備考 1 学位論文名が外国語で表示されている場合には、日本語訳を ( ) を付して記入すること。					
2 学位論文名が日本語で表示されている場合には、英語訳を ( ) を付して記入すること。					

様式第 16 号 (第 18 条関係)  
学位審査報告書 (A4 判縦置)

年 月 日		
学 位 審 査 報 告 書		
学 位 審 査 申 請 者	氏 名 生 年 月 日 年 月 日	
学 位 授 与 の 要 件	・学位規程第 5 条 1 項 (課程博士) ・学位規程第 5 条 2 項 (論文博士)	
審 査 機 関 の 名 称 及 び 組 織	大学院歯学独立研究科学位審査委員会 委員 人 (主査 1 人、副査 人)	
最終試験の結果及び学位論文審査の結果の要旨	別添	
判定等	判定組織の名称	松本歯科大学大学院歯学独立研究科委員会
	研究科委員会 開催年月日	年 月 日
	判定方法	
	委員定数	人
	出席者数	人
	学位授与認定 同意者数	人
	判定結果	合格 ・ 不合格

様式第 17 号 (第 24 条第 4 項関係)  
予備審査報告書 (A4 判縦置)

年 月 日		
予 備 審 査 報 告 書		
学 位 予 備 審 査 申 請 者	氏 名 生 年 月 日 年 月 日	
審 査 機 関 の 名 称 及 び 組 織	大学院歯学独立研究科学位予備審査委員会 委員 人 (主査 1 人、副査 人)	
学 位 論 文 予 備 審 査 結 果 の 要 旨	別添	
判定等	判定組織の名称	松本歯科大学大学院歯学独立研究科委員会
	研究科委員会 開催年月日	年 月 日
	判定方法	
	委員定数	人
	出席者数	人
	学位申請受理 同意者数	人
	判定結果	合格 ・ 不合格

学位 (博士) 授与報告書

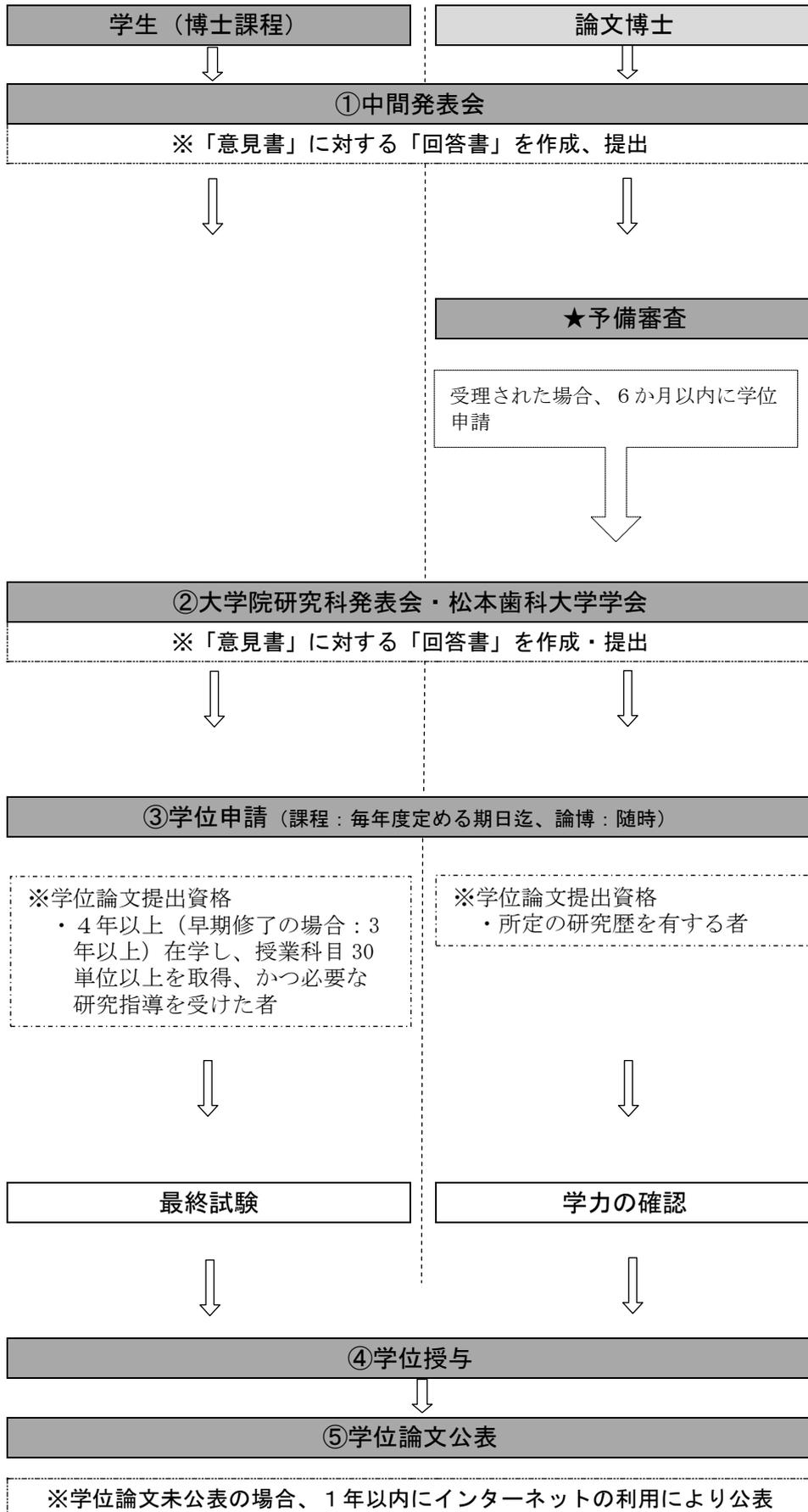
松本歯科大学大学院

報告番号	博士の専攻分野の名称	博士の学位を授与された者				博士課程の修了等の状況			博士論文名	授与年月日	博士論文受理年月日	論文審査終了年月日
		(ふりがな)氏名	性別	生年月日	本籍	大学院名	研究科(専攻)名	修了(中退)年月日				
甲 第 号 乙	博士(歯学)											
甲 第 号 乙	博士(歯学)											
甲 第 号 乙	博士(歯学)											
甲 第 号 乙	博士(歯学)											
甲 第 号 乙	博士(歯学)											

備考

- 1 報告番号は、学位規則 (昭和 28 年文部省令第 9 号) により授与された博士一連番号とし、第 5 条第 1 項によるものについては、「甲第 号」、同条第 2 項によるものについては「乙第 号」とすること。
- 2 博士の学位を授与された者が日本国籍以外の国籍を有する場合には、本籍に代えて当該国籍を記入すること。
- 3 博士論文の題名が外国語で表示されている場合には、日本語訳を ( ) を付して記入すること。
- 4 この報告書は、学位規則第 12 条に定める期間内に、該当する者をまとめて、随時に一覧表の形で提出すること。

学位論文審査の流れ  
Degree Examination Procedures



## 学位論文審査及び最終試験（学力の確認）の審査基準について

### Degree Examination Evaluation

#### 1. 学位論文の審査

学位論文は、次の項目について5段階評価し、総合的に審査する。

- 1) 明確性
  - ・研究の目的、論点は明確か
  - ・研究結果は明確か
  - ・考察、結論は明確か 等々
- 2) 論理性
  - ・研究方法は有効かつ適切か
  - ・考察、結論は論理的か
  - ・全体（目的、方法、結果、考察等）の整合性が取られているか 等々
- 3) 実証性
  - ・確かな根拠があるか
  - ・データや引用文献が正確かつ明確か 等々
- 4) 独自性・独創性
  - ・著者の意見が存在するか
  - ・新たな知見が存在するか
  - ・剽窃、無断引用、自明なことの書き換えでないか 等々
- 5) 表現力
  - ・わかりやすいか
  - ・説得力があるか
  - ・構成上のバランスが取れているか
  - ・正確な学術用語が用いられているか 等々
- 6) その他
  - ・研究の重要性
  - ・意外性
  - ・有用性（発展性、将来性、応用性があり学術的、実用上で価値が高い） 等々

#### 2. 最終試験及び学力の確認

学位論文を中心に、これと関連のある科目について、口答又は筆答で行う。

- 1) 学位論文について
  - ・目的、方法、結果、結論について、明確に説明できるか
  - ・研究の発展性、将来性についての見識を持っているか
- 2) 専攻分野及び関連する科目について
  - ・博士課程修了にふさわしい知識を有しているか
  - ・専門分野の知識を十分に有しているか

## 博士（臨床歯学）の学位論文作成要件について

Requiverments for thesis of the ph.D. (Clinical dentistry)

1. 博士（臨床歯学）の学位論文の要件
  - 1) 審査機構が完備した学術雑誌に筆頭著者として掲載された原著論文、若しくは掲載予定の原著論文
  - 2) 単著としてまとめた学位論文
    - ・症例報告を Thesis（テーシス）形式にまとめた論文も対象論文として認める
2. 症例報告を Thesis（テーシス）形式にまとめた論文の条件
  - 1) 対象となる臨床報告について
    - ・特徴のある症例等（難易度の高い症例、極めて珍しい症例、予期せぬ合併症、予期せぬ展開をみた症例等）であること
    - ・新技術、新材料を用いた症例等であること
    - ・定説となっている術式の修正を試みた症例等であること
  - 2) 付帯条件
    - ・担当医としてかかわっていること
    - ・経時的予後評価を行っていること
    - ・臨床的な示唆、普遍的な法則が得られていること
    - ・必ずしもコントロール設定されていなくても構わない
  - 3) その他
    - ・症例報告数は1例でも可能とする
    - ・学会誌に掲載されていない（未公表の）症例報告も可能とする

## 学位論文作成要領

### Thesis Guide

#### 1. 提出できる学位論文及び提出方法

松本歯科大学学会又は大学院研究科発表会において発表された、次の各論文とする。

	学位論文として提出できる論文	提出方法
①	審査機構が完備した学術雑誌に筆頭著者として掲載された原著論文 (以下「印刷公表済の論文」という)	別刷による提出 ※Thesis (テーシス) 形式による提出も可能
②	審査機構が完備した学術雑誌に筆頭著者として掲載予定の原著論文 (以下「印刷公表予定の論文」という)	受理 (Accept) された論文のコピーを提出 掲載予定証明書 (Accept 証明書) を添付 ※Thesis (テーシス) 形式による提出も可能
③	単著としてまとめた学位論文 (以下「未公表の論文」という)	Thesis (テーシス) 形式による提出

#### 2. 学位論文の構成

学位論文及び学位論文要旨の構成は、次のとおりとし、本要領のとおり作成する。

学位論文区分	学位論文				学位論文要旨		備考
	表紙	本文	文献	図表	表紙	本文 (日本語)	
① 印刷公表済の論文	○	別刷	—	—	○	○	※ <sup>2</sup> 学位論文及び論文要旨はそれぞれクリップ又はステープラーでとめること
② 印刷公表予定の論文	○	※ <sup>1</sup> ゲラ刷り または原稿	—	—	○	○	
③ 未公表の論文	○	○	○	○	○	○	

※<sup>1</sup> 掲載予定証明書 (Accept 証明書) を添付

※<sup>2</sup> 学位を授与されたのち、簡易製本したものを提出。

#### 3. 学位論文・表紙等作成上の全般的留意点

- 1) 原則として、ワードプロセッサを使用して作成した論文を提出する。
- 2) ③未公表の論文は、日本語または英語で執筆する。
- 3) 原稿は、白色のA4判普通紙を使用する。表、図及び写真のページの場合は、専用の光沢紙の使用も可能。用紙は縦置き、横書きとし、上35mm、下30mm、左30mm、右30mmの余白をとる。
- 4) 原稿1枚あたりの文字数と行数については、次のとおりとする。

文字数	行数	1枚あたりの字数等	該当項目
30字	30行	900字	本文、文献等、要旨本文

※文字数は標準設定とし、行数のみ指定。

- 5) 日本語論文は、専門用語以外は常用漢字、現代仮名遣いを使用し平明な表現を用いる。
- 6) 印刷には黒インクを使用し、日本語の書体は11ポイントの明朝体、英語及び日本語論文中の英語引用部分は11ポイントのCenturyを使用する。
- 7) 数字は、原則としてアラビア数字を使用し、半角で印字する。
- 8) 文献リスト方式を用いる。すなわち、論文末に参考文献リストの一覧を掲載し、本文においては、当該番号のみを示す。
- 9) 論文は原則として、表紙、要旨 (日本語)、本文、文献、表、図、付図説明文の順で構成する。
- 10) 各用紙は片面印刷とし、要旨 (日本語) から、通しページ番号を付ける。

#### 4. 表紙

- 1) 次の事項を中央上段より記載する。
  - (1) 論文表紙の右上に、「学位論文」と記載する。(12ポイント)
  - (2) 和文の題目 (16ポイント)  
題目が英文の場合は、日本語訳を「( )」を付して記載すること。
  - (3) 氏名 (12ポイント)  
例：松本 太郎  
※姓と名の間は、1スペースあける。
  - (4) 所属 (12ポイント)  
例： 大学院歯学独立研究科 硬組織疾患制御再建学講座  
※研究科名と講座名の間は、1スペースあける。
  - (5) 指導教員氏名 (12ポイント)

- 例：(主指導教員：塩尻 次郎 教授) ※指導教員の氏名は、カッコ「( )」でくくる。
- (6) 学位申請論文の表記 (12 ポイント)  
例：松本歯科大学大学院歯学独立研究科博士 (歯学) 学位申請論文
- (7) 英文の題目 (14 ポイント)
- (8) 英字氏名 (11 ポイント)  
例：Taro Matsumoto
- (9) 英字所属 (11 ポイント)  
例：硬組織疾患制御再建学講座：Department of Hard Tissue Research, Graduate School of Oral Medicine  
顎口腔機能制御学講座：Department of Oral and Maxillofacial Biology, Graduate School of Oral Medicine  
健康増進口腔科学講座：Department of Oral Health Promotion, Graduate School of Oral Medicine
- (10) 指導教員氏名 (11 ポイント)  
例：(Chief Academic Advisor：Professor (又は Associate Professor) Jiro Shiojiri)
- (11) 学位申請論文の英字表記 (11 ポイント)  
例：The thesis submitted to the Graduate School of Oral Medicine, Matsumoto Dental University for the degree Ph.D. in Dentistry  
博士 (臨床歯学) は、Ph.D. in Clinical Dentistry  
博士 (学術) は、Ph.D. in Science

表紙作成例

	↑		↑
	50 <sup>≒</sup> 程度		学位論文
	↓		
←40 <sup>≒</sup> 程度→	○○○○○○○	論文題目	○○○○○○○
	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○		←40 <sup>≒</sup> 程度→
<p>松本 太郎</p> <p>大学院歯学独立研究科 硬組織疾患制御再建学講座 (主指導教員：塩尻 次郎 教授)</p> <p>松本歯科大学大学院歯学独立研究科博士 (歯学) 学位申請論文</p> <p>○○○○○○○・・Title・・○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○</p> <p>Taro Matsumoto</p> <p>Department of Hard Tissue Research, Graduate School of Oral Medicine (Chief Academic Advisor：Professor Jiro Shiojiri)</p> <p>The thesis submitted to the Graduate School of Oral Medicine, Matsumoto Dental University, for the degree Ph.D. in Dentistry</p>			
	↑		
	40 <sup>≒</sup> 程度		
	↓		

- 2) 題目は、論文の内容を的確かつ簡潔に表現したものであること。  
原則として略語の使用は避け、正式名称で記す。
- 3) 英文題目は、冠詞、前置詞、接続詞及び慣用の特殊語を除き、頭文字を大文字、以下を小文字で記す。  
また、ハイフンでつながる複合語は、ハイフンの後は小文字で記す。

5. 本文 (③未公表の論文)

- 1) 本文の項目は、原則として「緒言」、「実験材料及び方法 (症例)」、「結果」、「考察」、「結論」あるいは「総括」の順に記載する。(14 ポイント、センタリング)
- 2) 各項目は次の順に細分し、順に最初の1画をあけて記載する。  
「緒言」等の大項目には、番号等を付けない。
  - 1、2、3、……
  - 1)、2)、3)、……
  - (1)、(2)、(3)、……
  - ①、②、③、……

- a、b、c、……
- a)、b)、c)、……
- (a)、(b)、(c)、……

- 3) 略語を使用する場合、初出で正式名（フルスペル・アウト）を記し、その後に（ ）に略語を表記する。
- 4) 本文で文献を引用する場合は、その右肩に片括弧で、本文中に出てきた順に番号をつける。  
例：「松本<sup>1)</sup>ら……」「……と提唱されている<sup>2)</sup>」
- 5) 本文中の著者名は、2名までは姓を書き、それより多い場合は最初の著者の姓のみとし、その後ろに、「ら」または「et al」をつける。
- 6) 英単語は、できる限り行の終わりで二分しないようにし、やむを得ない場合は、その単語の音節で区切り、ハイフンをつける。
- 7) 外国の人名、地名、物質名などは原語を用いる。ただし、人名及び固有名詞は、最初の1字を大文字、他は小文字で表す。日本語化しているものは、片仮名で表す。
- 8) 動植物、微生物などのラテン語名は、イタリック体で、日本語名は片仮名で表す。
- 9) 年号は原則として西暦を用いる。西暦以外の年号を用いなければならないときは、西暦年号をその後に括弧書きで記載する。
- 10) 数字はアラビア数字を用いるが、数字を含む名詞、形容詞、副詞（例：十二指腸、三角形など）は漢数字とする。
- 11) 数量の単位は、原則として国際単位（SI）系を使用する。  
例：長さ nm、 $\mu$ m、mm、cm、m、km など  
例：質量 pg、ng、 $\mu$ g、mg、kg など  
例：体積  $\mu$ l、ml、l、あるいは $\text{mm}^3$ 、 $\text{m}^3$  など  
例：温度  $^{\circ}\text{C}$ （摂氏）、 $^{\circ}\text{K}$ （華氏） など  
例：時間 s（秒）、m（分）、h（時） など
- 12) 歯式の記載方法
  - (1) 本文中の表記は、上下顎、左右側、歯種の順とする。  
例：上顎右側第一大臼歯
  - (2) 理解の補助のため、できるだけ歯式記号を付記すること。
  - (3) 歯式の表記は、Zsigmondy/Palmer 式の歯式表記法（以下歯式記号と略す）を使用する。  
例：上顎右側第一大臼歯（6 |）
  - (4) ブリッジなど表現が難しい場合は、歯式記号表記のみでもよい。  
例： |③4⑤⑥
  - (5) 図・表中の表記は、できるだけ、歯式記号を用いる。
  - (6) 題目には原則として歯式記号を用いない。
- 13) 使用した薬品、動物、器具などの後に、そのメーカー名などを記載する。  
例：「……は手術用顕微鏡（OMS-70、Topcon）下で行った。……」
- 14) 謝辞、その他の特記事項は結論の末尾に付記する。

## 6. 文献

- 1) 文献は、本文末に一括して、引用順に記載する。
- 2) 文献の記載方法
  - (1) 文献は、引用順に一連番号を付して次のとおり記載する。
    - ① 雑誌の場合は、著者名（発行年） 表題、雑誌名、巻（号は通巻ページのない場合のみ記載）、ページ（はじめ—おわり）を記す。
      - a. 著者が複数の場合もすべて記載する。
      - b. 欧文雑誌の略名にピリオド（.）は用いない。
      - c. 雑誌の略名は、その雑誌の指定する略名を使用する。  
例1：Norkus RG, White NS, Thomas RF and Schulhof J (1975) Applications of a lateral compression clamp in the management of mandibular fractures. Oral Surg 39 : 2-13.  
例2：Kawasaki K and Featherstone JDB (1997) Effect of collagenase on root demineralization. J Dent Res 76 : 588-95.  
例3：長谷川博雅 (2003) 表層拡大型腫瘍の臨床病理学のおよび分子生物学的特徴—大腸腫瘍の側方増殖型腫瘍—。松本歯学 9 : 1-10.
    - ② 単行本の場合は、著者名（発行年） 書名、版数、ページ（引用したページのはじめ—おわり）、発行所名、発行都市名を記す。  
例：花沢 鼎 (1932) 歯科病理学, 5版, 382-96, 歯科学報社, 東京
    - ③ 訳本の場合は、著者名（訳者1名、他、発行年）：書名, ページ（引用したページのはじめ—おわり）、発行所名, 発行都市名。  
例：Graber TM (中越忠男, 他訳, 1976) : グレーバー 歯科矯正学理論と実際 (上), 365-71, 医歯薬出版, 東京.
  - (2) インターネット資料を引用する場合は、資料の名称、資料が掲載されているサイトの正確なアドレス、それを利用した日付を記載する。

## 7. 表、図

- 1) 原則として、データを図と表に重複して記載しない。
- 2) 図表は本文とは別に、一表、一図ごと1枚ずつにまとめる。本文には図表が入る位置を示す。
- 3) 図表中のフォントサイズは、本文と同じか、その2～3ポイント程度小さいものまでを限度とし、明確な読みやすい文字で表現されているものとする。
- 4) 表、図は、次のように通し番号をつけ、本文の最後に綴じる。

### (1) 表

和文の場合 表1、表2……

英文の場合 Table 1, Table 2, ……

### (2) 図及び写真

和文の場合 図1、図2……

英文の場合 Fig. 1, Fig. 2, ……

- 5) それぞれに表題をつけ、単位を明記する。

## 8. 学位論文要旨

- 1) 学位論文要旨は、要旨本文に表紙をつけて左上をクリップ又はステープラーでとめる。
- 2) 学位論文要旨の表紙は、学位論文の表紙と同様に作成すること。  
なお、表紙の右上は、「論文要旨」と記載する。(12ポイント)

例：



- 3) 学位論文の表紙、学位論文要旨の表紙の題目は、一字一句同じで、字体（斜字等）、英文の大文字・小文字など、全て必ず一致させる。
- 4) 学位論文要旨の本文は、日本語または英語で作成する。ただし、英語の場合は和訳を添付する。
- 5) ページ番号を付ける。
- 6) 学位論文要旨の本文は、900～1800字（用紙2枚以内）程度にまとめる。

## 9. 電子ファイルの作成

学位論文と学位論文要旨は原稿をPDFファイルにして提出する。

## 10. 学位論文等の公開

学位授与後の学位論文等は、松本歯科大学リポジトリを利用してインターネット上へ公開する。

学生生活について  
Student Life

1. 学生証

- ・学生証は、本学の学生であることを証明するものであるため常時携帯すること。
- ・学生証を破損、紛失した場合は、直ちに学事課（大学院）に申し出て再発行の手続を行うこと。
- ・課程修了、退学等により学籍を離れたときは、学事課（大学院）に学生証を返還すること。
- ・学籍番号は、学生証の「ID#」に続くアルファベットのGと4桁の番号で表示されている。

ID# G○○○○  
学籍番号

2. 授業

- 1) 必修科目（導入科目）……2科目（研究論、概論）
  - ・単位取得には、2/3以上の出席及び2/3以上のレポート提出が必要となる。
  - ・遅刻は原則として認めないが、やむを得ず遅れた場合は、担当教員の承諾を得ること。
- 2) 選択必修科目（導入科目）……2科目（研究方法論、臨床応用論）  
選択必修科目（コア科目）……52科目（入門、実験Ⅰ、実験Ⅱ、演習）  
選択必修科目（関連研究科目）……37科目（高度基礎研究科目、高度臨床実習科目）  
選択必修科目（高年次専門科目）……3科目（講義・演習）

3. 学生の身上異動

- 1) 休学（大学院学則第35条参照）
  - ・3ヶ月以上連続して欠席する場合は、許可を得て休学することができる。
  - ・休学期間は、1年以内とする。
  - ・休学期間は、在学期間に算入しない。
- 2) 再休学（大学院学則第35条2項参照）  
休学者がさらに休学を要する場合は、許可を得て、1年以内に限り休学することができる。
- 3) 復学（大学院学則第36条参照）
  - ・復学の際は、原級に復する。

4. 奨学金制度

日本学生支援機構による奨学金制度があり、学力基準、家計基準を満たし、学長が認定する者を推薦する。  
希望者は、学事課（大学院）まで申し出ること。

5. 学校学生生徒旅客運賃割引証（JR）

学割証を必要とする者は、自動発行機（本館、講義館2階ロビー設置）にて発行すること。ただし、郵送受取を希望する場合は、学事課（大学院）に申請すること。

- ・学割は、片道100kmを超えた区間を乗車する場合に2割引となる。
- ・原則として即日の発行。
- ・使用枚数に制限はない。
- ・有効期限は、発行日から3ヶ月以内。

6. 傷害保険制度

在籍するすべての学生は、財団法人日本国際教育支援協会が運営する学生教育研究災害傷害保険に加入する。正課中・学校行事中、キャンパス内休憩中・キャンパス内外課外活動中や通学中・学校施設等相互間移動中などに傷害事故が発生した場合、保険が適用される。

7. 図書館

1) 開館時間

月～金曜日 8:30～20:00  
土曜日 8:30～12:30

2) 休・閉館日

日曜日、祝・祭日、ファウンダーズデイ（1月14日）、大学創立記念日（1月29日）、年末年始・夏季特別休業日、定期書架整理日（毎月第4金曜日8:30～12:00閉館）。  
その他、臨時に変更する場合がある。

3) 利用方法・手続き

- (1) 館内閲覧  
自由に閲覧できる。
- (2) 館外貸出

学生証を受付に提示し、貸出しの許可を得ること。

- ・図書は16冊まで借りることができる。
- ・貸出し期間は1週間（未製本雑誌は翌日までの1夜貸し）。
- ・利用希望図書が貸出し中の場合は予約することができる。

(3) 貸出禁止図書

参考図書（辞書、事典、便覧、名鑑、年鑑等）、抄録、索引誌、貴重図書、AV資料等。

8. 食堂・レストラン

	月～金曜日		土曜日		日曜日・祝日	
カフェテリア (創立30年記念棟1F)	朝	7:30～9:00	朝	7:30～9:00	朝	8:00～9:30
	昼	11:30～13:30	昼	11:30～13:30	昼	11:30～13:30
	夕	17:30～20:30	夕	17:30～20:30	夕	17:30～20:30
レストラン雷鳥 (創立30年記念棟2F)	朝	—	朝	—	朝	—
	昼	11:30～14:00	昼	11:30～14:00	昼	—
	夕	17:30～19:00	夕	—	夕	—
スターダスト (図書会館1F)	朝	—	朝	—	朝	—
	昼	11:30～13:00	昼	11:30～14:00	昼	—
	夕	17:30～21:00	夕	—	夕	—

9. 各種証明書、願・届の交付

1) 各種証明書

証明書の発行は、日数を要するものがあるため余裕を持って早めに手続きをとること。

①自動発行機（本館、講義館2階ロビー設置）での申し込み

- ・利用には学生証が必要となる。
- ・手数料の納入は、学生証からの自動精算となるため、あらかじめ相応の金額を学生証に入金しておくこと。
- ・自動発行されない証明書については、申請書を発行後、学事課（大学院）へ提出すること。

②郵送での申し込み

- ・手数料は、現金書留又は郵便小為替にて納入すること。
- ・学生証のコピーを添付すること。
- ・返信用封筒に切手を貼って同封すること。

※電話、FAX、Eメールによる申し込みは受け付けない。

<自動発行機で発行する証明書>

種類	手数料 (円)	交付日	郵送申込 交付日
在学証明書（和文）	500	即時	翌日
学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）	無料		翌日

<自動発行機で申請書を発行後、学事課（大学院）にて発行する証明書>

種類	手数料 (円)	交付日 (郵送申込時と同様)
在学証明書（英文）	2,000	3日後
修了見込証明書（和文）	1,000	3日後
修了見込証明書（英文）	2,000	5日後
成績証明書（和文）	1,000	5日後
成績証明書（英文）	2,000	5日後
学生証	3,000	翌日

《自動発行機の稼働時間》

月～金曜日 8:30～17:30

土曜日 8:30～13:00

2) 各種願・届等

学籍・身上に変更事項がある場合は、速やかに該当する「願」・「届」等を提出すること。

※必要に応じて個別に連絡をとるので、住所・TEL・携帯・FAX・Eメールアドレスに変更があるときも速やかに届け出る。

窓口・郵送どちらかの方法で提出すること。

※電話、FAX、Eメールによる申し込みは受け付けない。

※願・届等の書類様式は、大学院ホームページの「各種証明書願・届」よりダウンロードできる。

分類	書類名	備考
学事関係	休学願	長期間欠席する場合
	復学願	休学期間を満了する前に復学する場合
	退学願	中途退学する場合、学生証を添付
	単位取得退学願	退学年度の1月末日までに提出
	在学期間延長願	在学延長期間の前年度1月末日までに提出
	論文再入学願	再入学希望年度の前年度1月末日までに提出
	選択科目履修届	定める期日までに提出
	指導教員届	副指導教員は2人以上選出
	指導教員変更届	変更する指導教員の承認を得る
	講義欠席届	学会等により欠席する場合
	大学院学生会参加等学外研究願	単独参加の場合、主指導教員の作成した理由書を添付
	大学院学生会参加等学外研究報告書	学会参加等学外研究から帰着後に提出
	大学院学生会参加等学外研究旅費精算書	旅費精算が必要な場合、帰着後に提出
	研究経過報告書	毎年度定める期日までに提出（学位論文申請者は除く）
	受講レポート	授業日より2週間以内に提出
	研究テーマ報告書	研究テーマ発表を行う場合に事前提出
身上関係	住所変更届	住所に変更がある場合
	本籍地変更届	戸籍抄本を1通添付
	改姓（名）届	戸籍抄本を1通添付
	保証人（I・II）変更届	印鑑登録証明書を添付
	保証人住所変更届	保証人の住所に変更がある場合
	学費負担者変更届	学費負担者に変更がある場合
	勤務先変更（就職）届	大学院在学中に就職又は転職する場合
その他	通学車両使用申請書	通学に車両を使用する場合、誓約書とともに提出
	誓約書	「職員通勤車両規程」を遵守
	交通事故届	交通事故の当事者になった場合

(<http://www.mdu.ac.jp/graduate/certificate/index.html>)。

10. 大学からの伝達方法

通常は次の方法で行う。

- ・登録メールアドレスへのメール連絡
- ・大学院掲示板  
実習館2階 総合歯科医学研究所北側入口（セミナー室）前
- ・大学院ホームページ (<http://www.mdu.ac.jp/graduate/index.html>)  
「大学院生への連絡」

11. 施設の入退可能時間

施設の入退可能時間は、午前6時から午後12時（午前0時）までとする。研究、実験等の理由で入退可能時間外に施設を利用する場合は、使用日の前日までに学事課（大学院）に願い出て、事前に許可を得ること。

※施設とは、「本部館」、「本館」、「病院棟」、「図書会館」、「体育館」、「実習館」及び「講義館」を指す。

学生相談室について  
Student Consultation Room

学生相談室は、大学院学生の皆さんが学生生活を送るうえで直面する様々な問題や悩み・疑問の相談に応じ、より充実した学生生活を送れるようサポートをするところです。どんな些細なことでも遠慮なく相談に来てください。

なお、相談内容やプライバシーに関する秘密は固く守られます。安心してご相談ください。

○学生相談室利用案内

1. 相談窓口  
学事課（大学院）内（本館2階）
2. 受付時間  
平日9：00～17：00 ※17：00以降になる場合は、事前に連絡してください。  
※土・日曜日、祝・祭日、夏季・冬季休業、特別休業日は窓口を休止します。
3. 相談スタッフ  
大学院教員  
学事課（大学院）
4. 相談申込方法  
教員への相談は予約制となります。  
学事課（大学院）への相談には、予約の必要はありません。  
手紙、TEL、E-mailによる予約の申込みが可能です。  
※E-mailで申込みをする場合は、「件名」は「学生相談」としてください。

※本件に関するお問い合わせ

松本歯科大学 本館2階学事課（大学院）  
〒399-0781 長野県塩尻市広丘郷原 1780  
電話 0263 (51) 2217  
E-mail info\_aogs@po.mdu.ac.jp

## 個人情報の開示等について Disclosure of Personal Information

### 大学院学生の保有個人データの開示等について

近年、情報通信技術の発展により、個人情報の保護の必要性が一層高まっています。  
本大学院では、大学院学生に関する個人情報を適正に取り扱うとともに、次の方法で保有個人データの開示等の請求に対応します。

#### ○個人情報とは

「生存する個人に関する情報で、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるもの（他の情報と安易に照合でき、それにより特定の個人を識別できるものを含む）」です。

例：氏名、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、印鑑の印、性別、学籍番号、学業成績、科目履修表等

#### ○個人情報の収集について

管理上必要な個人情報及び公的機関等への報告等に必要な個人情報は、業務上必要最小限の範囲で、学生本人から収集します。

#### ○保有個人データ開示等の手続き

「保有個人データ開示等請求書」に必要事項を記入のうえ、学事課（大学院）へ請求してください。

##### 1. 受付窓口

学事課（大学院）（本館2階）

##### 2. 受付時間

8:30～17:00 ※17:00以降になる場合は、事前に連絡してください。

※土・日曜日、祝・祭日、夏季・冬季休業、特別休業日は、窓口を休止します。

##### 3. 開示請求者の確認

##### 1) 本人（代理人を含む）の確認方法

学生証、運転免許証、パスポート等の写真付の身分証明書により確認します。

##### 2) 代理人が代理権を有することの確認方法

代理を示す旨の委任状等が必要となります。

\* 本件に関するお問い合わせ

松本歯科大学 本館2階学事課（大学院）

〒399-0781 長野県塩尻市広丘郷原1780

電話番号 0263 (51) 2217

保有個人データ開示等請求書

年 月 日

松本歯科大学長様

請求者（本人 代理人）

見

氏 名 \_\_\_\_\_ ①

住 所 \_\_\_\_\_

T E L \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

※代理人が請求する場合には、記入してください。

本人の氏名 \_\_\_\_\_

個人情報の保護に関する法律第 25 条～27 条、29 条、30 条の規程に基づき、次のとおり請求します。

個人データの 内 容	
請 求 の 内 容	<input type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 個人データの訂正
	<input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 第三者提供の停止 (開示方法)

以下記入不要

本人（代理人を含む）で あることを確認した書 類	<input type="checkbox"/> 学生証 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> その他 ( )
代理権を有することを 確認した書類	<input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他 ( )
担 当 者	
備 考	

(記入方法等)

1. 該当する□欄にチェックしてください。
2. 「請求の内容」の開示方法について、書面以外の方法による場合は、その内容を記入してください。
3. 本人（代理人を含む）であることを証明できる、写真付の身分証明証を提示してください。
4. 代理の方は、代理権を有することを証明する書類を添付してください。

※「保有個人データ開示等請求書」は学事課（大学院）の窓口で直接受取って下さい。



大学院歯学独立研究科 〒399-0781 長野県塩尻市広丘郷原 1780  
Graduate School of Oral Medicine 1780, Gobara, Hirooka, Shiojiri, Nagano 399-0781

---

**お問合せ先** 学事課（大学院）Graduate School Section TEL 0263（51）2217